

令和7年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

持続可能な民生委員制度の構築に向けた
調査研究事業

報告書

令和8(2026)年3月

一般財団法人 日本総合研究所

目 次

第1章 事業実施概要.....	1
1 調査実施目的.....	1
2 事業実施概要.....	2
(1) 検討委員会の設置.....	2
(2) 調査の実施.....	4
第2章 民生委員および民生委員活動を取り巻く現状と課題.....	6
1 民生委員および民生委員活動を取り巻く現状と課題.....	6
2 本調査研究事業において優先的に取り扱うべき課題.....	8
第3章 アンケート調査結果の概要.....	15
1 都道府県向けアンケート調査.....	15
(1) 自治体の基礎情報.....	15
(2) 民生委員の担い手確保に向けた取組.....	16
(3) 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援.....	18
(4) 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保.....	19
(5) 配置区域や定数設定に関する工夫.....	19
(6) 民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動.....	21
(7) 民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策.....	22
(8) 就業と委員活動の両立を支援するための環境整備.....	23
(9) 都道府県向けアンケート調査から得られた示唆.....	23
2 市区町村向けアンケート調査.....	25
(1) 自治体の基礎情報.....	25

(2) 民生委員の現況（令和7年12月の一斉改選）	27
(3) 民生委員の担い手確保に向けた取組	29
(4) 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援	33
(5) 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保	37
(6) 配置区域や定数設置に関する工夫	40
(7) 民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動	42
(8) 民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策	44
(9) 就業と委員活動の両立を支援するための環境整備	47
(10) 市区町村向けアンケート調査から得られた示唆	49
(11) 市区町村別充足率と早期退任率（1期以内での退任率）に関する分析	52

第4章 検討課題に関する対応の方向性55

1 【優先検討課題①】配置区域や定数設定	55
(1) チーム制（チーム支援）の導入・標準化	55
(2) 民生委員活動の負担や地域特性を加味した定数算定方法の検討	56
2 【優先検討課題②】民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策	57
(1) 民生委員の本来的な役割・業務の整理と周知・徹底	57
(2) 業務負担や精神的負担の軽減	58
(3) デジタル化（ICTの活用）の推進と活用研修	59
3 【優先検討課題③】就業と委員活動の両立を支援するための環境整備	59
(1) 企業等への効果的な依頼方法	59
(2) 就業と委員活動を両立するモデルの深掘り、発信	60
(3) 民生委員活動への協力を促す社会的な機運の醸成	61
4 民生委員の担い手確保	61
(1) 民生委員活動と親和性の高い職種へのアプローチ	61
(2) 地域での開かれた講座による民生委員候補者の確保	63
(3) 早期退任者を減らすためのフォローアップ研修の実施	63
5 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援	64

6	民生委員候補の多様な推薦母体の開拓、確保.....	64
	(1) 小地域での推薦準備会による推薦プロセス.....	64
	(2) 福祉関係者の積極的な関与.....	65
7	民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動.....	66
第5章	提言と今後の検討課題.....	67
事例集	民生委員の担い手確保や負担軽減等に関する自治体の取組事例.....	71
	ケースごとに“しなくてもよいこと”を含む対応策を明示（滋賀県草津市）.....	71
	民生委員だけに頼らない福祉のまちづくり（埼玉県行田市）.....	72
	「休日サポートセンター」の設置による休日の対応強化（三重県松阪市）.....	73
	民生委員の担い手確保に対する行政の積極的関与（北海道音更町）.....	74
	「民生委員ジュニア」による次世代への理解促進と認知向上（広島県福山市）.....	75
	大学生との協働を目指す「エリアパートナーズ制度」の創設（三重県四日市市）.....	76
資料編	77
	・ 都道府県向けアンケート調査票	
	・ 市区町村向けアンケート調査票	

第1章 事業実施概要

1 調査実施目的

令和4年12月の民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の一斉改選では、各自治体が定める定数24万547人に対して約1万3千人が欠員となり、多くの地域において担い手の確保が課題となっている。委嘱数は、長期的にみると増加してきたが、平成13年度以降の20年間は横ばいで推移し、また充足率も90%台後半で推移している。令和6年に開催された「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」においては、メインの検討課題であった居住要件の見直しのほか、民生委員の担い手確保対策についても議論され、引き続き検討すべきであるとされた。

わが国においては、人口構造や世帯構造の変化、社会・地域とのつながりの希薄化といった社会状況等の変化がある。それに伴い、民生委員の活動範囲は育児や介護、生活困窮、引きこもりなど幅広くなっており、さらには地域包括システムの構築や地域共生社会の実現に向け、民生委員は欠くことのできない存在となっている。そのような背景から、厚生労働省では令和6年度より「地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策」を推進し、その中に地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の業務負担の軽減、理解度の向上、多様な世代の参画に資する事業に対して支援しているところである。

令和5年度社会福祉推進事業「民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究」では、民生委員の担い手確保の方策として、地域企業等との連携、ICTの活用、市町村による環境整備、民生委員等の業務の認知度向上が挙げられた。同調査研究のアンケート調査結果によると、民生委員の約半数が就労しており、担い手不足解消のためには、仕事をもつ現役世代の参画が不可欠といえる。そこで、どうすれば仕事と民生委員活動の両立が図れるのか、現役世代など多様な主体が民生委員活動に参加できるための方策をより深く検討する必要がある。

民生委員活動の基本は、区域を対象に、生活課題のある人に気づき、援助につなげ、見守ることである。区域を基盤に人や家族を丸ごと受け止め、機関・団体や専門職、必要な支援につなげるスタイルは、包括的支援体制で整備しようとしている総合相談支援の先駆的な活動である。地域の多様な主体（社会資源）が連携し、支え合う仕組みができれば、民生委員も「つなぎ役」に徹することができ負担軽減にもつながる。

そこで本調査研究では、民生委員の担い手不足の解消に向けて、仕事をもつ現役世代も念頭に置きつつ、民生委員が活動しやすい環境の整備や負担を軽減するための方策、民生委員活動を支える体制のあり方等を検討するため、各自治体の取り組みの実態や好事例を抽出する調査を行い、外部有識者等から構成される検討委員会を設置し検討を行った。

2 事業実施概要

(1) 検討委員会の設置

本調査研究事業を推進するため、事業全体の設計、アンケート・ヒアリング調査の設計・実施、調査結果の分析・考察、事業報告書等のとりまとめにあたって、有識者等により構成される検討委員会を設置し、検討を行った。

■検討委員会 委員

(敬称略・五十音順、◎：委員長)

氏名	所属
◎ 青木 茂	新潟医療福祉大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 教授
荻野 剛	東京都社会福祉協議会 民生児童委員部長
長田 一郎	全国民生委員児童委員連合会 副会長 宮崎県民生委員児童委員協議会 会長
紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会 会長
古関 久美子	福島県民生委員児童委員協議会 副会長
佐藤 美奈子	湯沢市 福祉保健部 福祉課長
重富 敦	港区 保健福祉支援部 保健福祉課長
谷岡 伸子	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課長
中島 修	文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 学科長・教授
室田 信一	東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科 教授

■オブザーバー

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
全国社会福祉協議会 民生部

■事務局

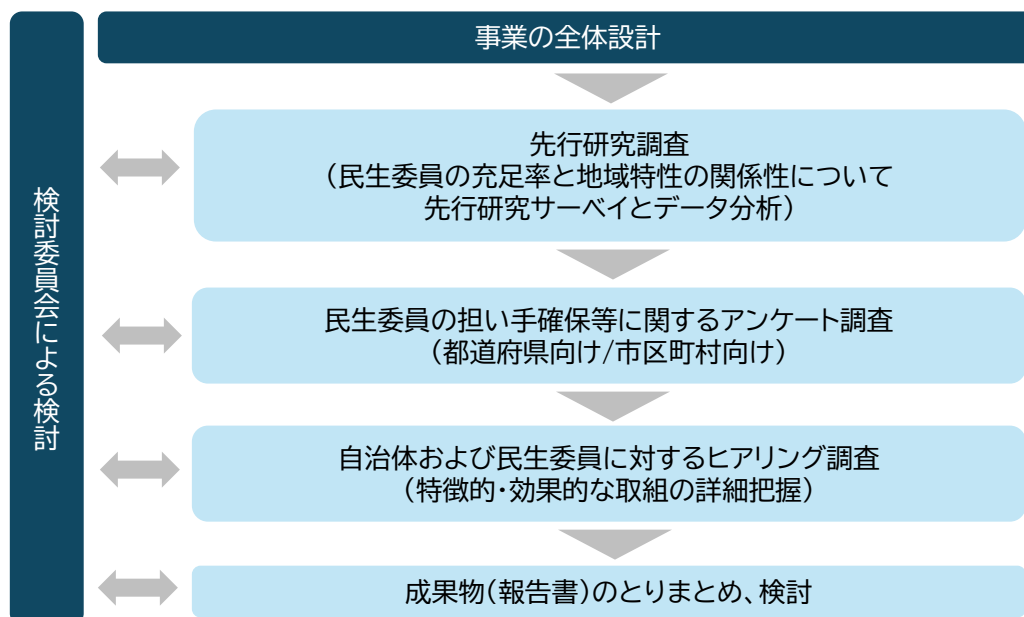
一般財団法人日本総合研究所

■検討委員会の開催日程及び議題

検討委員会の開催日および議題は以下のとおりである。

開催日	議 題
第1回検討委員会 令和7年8月15日	(1) 本事業の概要（事業設計、スケジュール等の確認） (2) 民生委員の負担軽減、活動環境整備に関する事例出し（ヒアリング調査に向けて） (3) 本事業で取り上げる検討課題についての意見交換 (4) 今後のスケジュールについて
第2回検討委員会 令和7年10月24日	(1) 本検討委員会で優先的に取り上げる検討課題および選定 (2) アンケート調査の企画案の検討（調査対象、調査内容、調査項目等） (3) 今後のスケジュールについて
第3回検討委員会 令和8年1月19日	(1) 検討課題についての意見交換 (2) アンケート調査結果の共有・検討（都道府県向けアンケート調査、市区町村向けアンケート調査） (3) ヒアリング調査の企画案および候補先の検討 (4) 今後のスケジュールについて
第4回検討委員会 令和8年2月9日	(1) ヒアリング調査の進捗報告 (2) アンケート調査のデータ分析結果の共有 (3) 検討課題についての意見交換 (4) 今後のスケジュールについて
第5回検討委員会 令和8年3月11日	(1) ヒアリング調査の進捗報告 (2) 「新しい民生委員像」に関する意見交換 (3) 報告書について（報告書の内容確認・検討、および検討課題に対する対策と今後の検討課題等）

■事業全体の流れ（フロー）



(2) 調査の実施

① 都道府県向けアンケート調査

調査目的：都道府県における民生委員の担い手確保や民生委員が活動しやすい環境の整備に向けた取組の実態把握を目的に実施した。

調査対象：全国の各都道府県（民生委員主管部局）を対象とした。

調査方法：郵送により依頼状および下書き用調査票を送付、WEB フォームによる回収

調査期間：2025（令和7）年12月16日～2026（令和8）年1月23日

発送回収：発送47団体、回収34団体（回収率72.3%）

② 市区町村向けアンケート調査

調査目的：市区町村における民生委員の担い手確保や民生委員が活動しやすい環境の整備に向けた取組の実態把握、また特に特徴的・効果的な取組を展開している市区町村、および現役世代が仕事と民生委員活動を両立している事例を幅広く発掘することを目的に実施した。

調査対象：全国の指定都市、特別区、市町村（民生委員主管部局）を対象とした

調査方法：郵送により依頼状および下書き用調査票を送付、WEB フォームによる回収

調査期間：2025（令和7）年12月16日～2026（令和8）年1月23日

発送回収：発送1,741団体、回収837団体（回収率48.1%）

③ 自治体および民生委員に対するヒアリング調査

調査目的：全国の自治体における民生委員の担い手確保や民生委員が活動しやすい環境の整備に向けた特徴的・効果的な取組（奏功事例）の詳細を把握することを目的に実施した。

調査対象：先行して実施した②市区町村向けアンケート調査から得られた特徴的・効果的な取組を行っている市区町村、および検討委員会の委員・オブザーバーから推薦のあった市区町村の民生委員担当部局を調査対象とした。なお、仕事と民生委員活動を両立している民生委員の同席も、可能な範囲でご協力いただけるよう依頼した。

調査期間：2026（令和8）年2月25日～3月23日

調査方法：対面またはオンラインにより実施した。

協力団体：8団体（うち、4団体において民生委員も同席）

ヒアリング調査への協力団体一覧

都道府県	市区町村	担当部署	取材日	方法
埼玉県	行田市	健康福祉部地域共生社会推進課	令和8年2月25日	対面
滋賀県	草津市	健康福祉部健康福祉政策課	令和8年2月27日	対面
三重県	四日市市	健康福祉部福祉総務課	令和8年3月3日	オンライン
広島県	福山市	保険福祉局福祉総務課	令和8年3月4日	対面
三重県	松阪市	保健福祉部健康福祉総務課	令和8年3月6日	対面
大阪府	阪南市	健康福祉部生活支援課	令和8年3月12日	対面
愛知県	名古屋市	健康福祉局地域共生推進課	令和8年3月17日	対面
北海道	音更町	保健福祉部福祉課	令和8年3月23日	オンライン

第2章 民生委員および民生委員活動を取り巻く現状と課題

1 民生委員および民生委員活動を取り巻く現状と課題

これまで、民生委員活動を取り巻く課題やその対応の方向性については、「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」¹をはじめ、複数の検討会や調査研究において段階的に整理・検討が行われてきた。同検討会で挙げられた課題としては、活動範囲の見直し、役割の整理と負担軽減、民生委員自身の力量の向上、民生委員活動への支援体制の整備、社会的な理解促進等があった。これらの課題に対して、報告書では以下のように3つの改善の方向性が示されていた。第一に、民生委員の役割を地域の見守りや行政・専門機関への「つなぎ役」と位置づけて、関係者・機関との役割分担を明確にすることで、民生委員の負担を軽減すること。第二に、研修の充実、活動費や支援体制の整備、個人情報の取り扱いに関する指針の明確化等により、民生委員が安心して活動できる環境を整えること。第三に、地域住民や関係機関との連携を強化しチームで地域課題に対応する仕組みを進めることであった。加えて、民生委員制度の意義を広く周知し、新たな担い手の確保を図る必要性も指摘されている。

さらに、同報告書では制度改正等を伴うような中長期的な対応が求められる課題として、①民生委員の活動範囲に係る他制度との関係整理、②時代の変遷に即した定数基準（参酌基準）と地区割の見直し、③研修等による民生委員の担い手確保の仕組みづくり、④民生委員児童委員協議会（民児協）や単位民児協の事務局機能の強化等が指摘されている。

その後、人口構造や世帯構造の変化、社会・地域とのつながりの希薄化といった社会状況等の変化を背景として、民生委員の活動範囲は、育児や介護、生活困窮、引きこもりなど幅広くなっている。さらには、地域包括システムの構築や地域共生社会の実現に向け、民生委員はますます欠くことのできない存在となってきた。こうした状況に鑑みて、上記の課題に対しては、より具体的な取組の検討へと展開されてきた。令和2年度社会福祉推進事業「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究」（文教学院大学）²では、担い手確保のための取組実態や課題を踏まえ、①働きながら民生委員活動を行うための環境づくり、②ICTを活用した民生委員の負担軽減、③若年層への周知拡大、④再任委員の確保策の強化、⑤複数人で区域を担う体制の導入といった具体的方策が整理されている。

さらに、令和5年度社会福祉推進事業「民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究」（㈱Ridilover）³においては、現役世代を含む多様な主体の参画を促す観点から、

¹ 厚生労働省『「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書』H26.4

² 文教学院大学「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書」R3.3
(https://www.bgu.ac.jp/multidiscipline/news/post_5)

³ Ridilover「民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究報告書」R6.3
(<https://ridilover.jp/government/>)

①地域企業等との連携（見守り等の連携協定や社員向け研修等による理解促進）、②ICT等の活用（業務のオンライン化等）、③行政の主体的関与、④認知度向上に向けた広報活動の強化といった方向性が示されている。

このように、平成25年度の検討において整理された課題は、その後の調査研究を通じて、担い手確保や活動負担の軽減を中心とした具体的な取組として整理されてきており、これらは①担い手確保に向けた環境整備、②活動負担の軽減と活動環境の整備、③地域・関係機関との連携および社会的理解の促進といった観点に集約することができる。

こうした議論の蓄積を踏まえ、令和6年度の「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」においては、居住要件の見直しに加え、担い手確保に関する具体的な対応の方向性についても議論が行われている。同検討会では、これまでの検討で指摘されてきた論点を踏まえつつ、以下のように、それらを具体的な取組として整理した意見が示されている。

- 推薦母体の多様化
- 推薦プロセスへの行政の関与
- 「推薦準備会」の活用
- 就業世代が活動しやすい環境整備
- 定数基準の見直し
- 活動費の確保
- 業務負担の軽減
- ICTの活用
- 複数の民生委員で区域を担う仕組み
- 広報活動の強化 など

以上のように、民生委員制度をめぐる課題は、平成25年度における基礎的な整理を起点として、令和2年度、令和5年度の調査研究を経て具体化が進み、令和6年度の検討会においては、それらが実践的な観点から再整理されるに至っている。

2 本調査研究事業において優先的に取り扱うべき課題

民生委員の担い手確保に関するこれまでの主な論点を参考にしつつ、本検討委員会でも取り上げるべき検討課題を以下の8つの観点に集約した。

なお、本調査研究で行うアンケート調査およびヒアリング調査では、この観点に基づいて調査項目を設定した。

● 民生委員の担い手確保

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員であるため、その候補者の確保は行政主導のもと、地域を挙げて取り組むべきであること

● 民生委員活動の充実強化に向けた財政支援

実際問題として、民生委員活動上の経費の個人負担や、昨今の物価高騰等の影響がある中で、民生委員や民児協活動への財政支援（国、都道府県、基礎自治体単独）を行うなど、民生委員が安心して活動できる環境を整えること

● 自治会・町内会のみには頼らない多様な推薦母体の開拓、確保

地縁組織の形骸化や解散に陥っている地域が増加している現状を踏まえ、民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保に取り組むこと

● 配置区域や定数の設定

一人暮らし高齢者やひとり親世帯など支援を要する世帯の増加や生活課題の多様化、あるいは担当区域の広域化、高層階や大規模なマンションへの対応など、民生委員活動の負担が増加している中で、地域の実情に応じた柔軟な配置区域や定数設定ができるようにすること

● 委員制度や活動に関する正しい理解促進に向けた広報活動

担い手確保や委嘱後の早期退任を防ぐためにも、民生委員制度や民生委員活動の意義や内容に関して、社会に対して正しい理解に向けた広報活動の強化に取り組むこと

● 民生委員の業務範囲の整理と負担軽減

民生委員活動に直接結びつかないような行政機関等からの協力・依頼業務や「あて職」等の是正に向け、民生委員本来の業務・役割を整理し、民生委員が安心して活動するために必要となる負担軽減や環境づくりを行うこと

- 就業と委員活動の両立を支援する社会的な環境整備

民生委員の担い手のすそ野拡大に向け、また委員活動を長く続け、次世代の中心的な役割を担う若い世代の民生委員の確保のために、就業先の企業等からの協力、就業者への支援などの環境を整えること

- そのほか、担い手確保に向けた中長期的な課題

上記の検討課題のうち、短期的に対応可能（法改正ではなく、予算要求や通知改正で対応可能）と考えられるもの、中長期的に継続して検討していく必要があるものという観点から検討課題を整理した。そして、特に短期的に対応可能なものを中心に選定し、優先的に検討を進めた。

すなわち、本検討委員会で優先的に取り上げるべき検討課題は次の3点である。

- 配置区域や定数の設定
- 民生委員の業務範囲の整理と負担軽減
- 就業と委員活動の両立を支援する社会的な環境整備

(1) 担い手不足の原因や充足率への影響に関連する先行研究

全国の全ての民生委員（主任児童委員を含む）を対象に行った「全国モニター調査」⁴において、民生委員活動における悩みや苦勞について聞いている。その結果、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」や「援助を必要とする人との人間関係の作り方が難しい」など、住民（世帯）との関わり方に悩む委員が多いこと、対人関係の中で精神的な負担を感じていることが示された。このほか、地域住民の生活課題・福祉課題が深刻化・複雑化し、民生委員の対応は広範囲に及ぶほど業務負担が増え、民生委員を退任する原因にもつながり、ひいては担い手不足に陥ることが考えられる。他方、昨今の高齢者の就労継続等により、民生委員候補のすそ野が狭まり、新たな担い手不足と委員の退任が相まって、民生委員の担い手不足が慢性的かつ深刻な事態となっている。

それらも踏まえ、特に民生委員の担い手不足、あるいは充足率に影響を及ぼす要因とは何か、関連する先行研究において挙げられている主な論点をピックアップした。それらを整理すると、①高齢化と定年延長、②民生委員の負担過多（会議、研修、あて職など）、③行政等の公的機関からのサポート不足、④活動環境不良（個人情報へのアクセス困難、仕事との両立等）、⑤民生委員活動に関する広報不足にまとめることができる。

- (株)Ridilover『令和5年度 民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究報告書』2024
担い手の確保や既存民生委員の定着については、広報活動の重要性や、負担軽減の取組、行政機関における連携強化等が重要であると指摘されている。
- 北海道民児連「民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書」『令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と移行に関する調査報告書』2023
なり手不足の原因として、定年延長、過疎・高齢化による適任者不足、年齢制限、活動時間条件の存在、民生委員の仕事に関する周知不足等が挙げられている。
- 青木茂「民生委員・児童委員のなり手不足を考える」『地域政策学会 HP』2023
行政や社協などから民生委員への業務依頼が多岐にわたり、負担感が増大していることは、なり手不足の一因であるとされている。

⁴ 全国民生委員児童委員連合会「民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査 報告書（第2分冊）」H30.3

- 加川充浩・小松理佐子ほか「民生委員の『担い手不足』問題と市町村民児協事務局の体制・意識 —全国市町村民児協事務局アンケート調査より—」『日本地域福祉学会第 36 回大会報告資料』2022
 2019 年改選での充足率が 95.2%で低下し、担い手不足が加速していることを指摘。全国の市町村民児協事務局アンケート調査の結果から、担い手不足の原因として年齢要件などの制度基準があること、地域の高齢化や自治会長の負担が大きいことといった地域社会の問題、そして仕事や介護等が忙しいことや定年が延びたこと等により若い世代が受けてくれないことが挙げられている。
- 小松理佐子ほか「民生委員活動を支える体制の現状 —全国民児協事務局へのアンケート調査結果」『日本の地域福祉』No.35、2022
民児協事務局の人員不足等もあり、民生委員への研修等に課題が感じられていることが明らかにされている。民生委員の側でも仕事をもっている委員など研修参加が難しいなど、双方において研修の実施等に課題があり、これが担い手確保の難しさにもつながっていると指摘されている。
- 李承玟「民生委員・児童委員活動の持続性に影響を与える要因に関する研究」『日本の地域福祉』35, 81-93、2022
 民生委員・児童委員活動の持続性に影響を与える要因として、民生委員活動に対する認知の低さ、家族の協力、地域社会に対する委員本人の愛着度、民生委員に対する過度な期待、情報不足やあて職等による活動の困難さ、肯定的経験や否定的経験の多寡が指摘されている。
- 多次淳一郎・山口訓広・蒔田勝義「1 期目の民生委員・児童委員の任期満了時点における 2 期目の活動継続意向と関連要因—三重県における悉皆調査から」『厚生学の指標』、67 巻 13 号、33-38、2020
 三重県内で活動する 1 期目の民生・児童委員全員を対象に質問紙調査を行い、2 期目の活動継続意向と関連要因を明らかにした。分析の結果、年齢、地域包括支援センターとの活動上の相談、民生委員同僚との活動上の相談、民生委員同僚との情報交換、活動に対する負担感の 5 項目で継続・退任の意向との有意な関連が認められている。1 期目の委員に対して地域包括支援センター等の関係機関側が活動について相談できる機会、委員が活動を振り返り、相互に情報交換できる機会を設けていく必要性が示唆されている。
- 鈴木菜月「民生委員制度の現状及び今後の課題」『立法と調査』417, 28-42, 2019
あて職の現状把握と再調整、証明事務によって生じる精神的な負担へのサポート体制の強化、研修の回数や内容等についての検証と見直しが重要であると指摘されている。民生委員の職務内容の曖昧さも課題として挙げられている。民生委員に必要な情報が提供されない事態が多くみられるため、民生委員への情報提供についての周知の必要性も指摘されている。なり手不足の背景としては、高齢者雇用の増加による民生委員の高齢化が考えられ、推薦基準年齢の引き上げ対応等も検討すべきであるとされている。

- 杉原陽子「東京都の民生委員の活動継続意欲を促進・阻害する要因：援助成果、役割ストレス、サポートとの関連」『日本公衆衛生雑誌』65巻5号233-242, 2018
 郵送調査のデータを共分散構造分析にかけた結果、(1) 役割ストレスのようなネガティブな感情よりも援助成果といったポジティブな感情の方が民生委員の継続意欲に強く関連すること、(2) 仕事の量的負担（役割過重）や役割葛藤よりも役割の曖昧さが継続意欲の低下に関連すること、(3) 公的・専門的機関からのサポートは援助成果の増加や役割曖昧の減少を介して間接的に継続意欲を高めることが明らかとなった。
- 川上富雄、「民生委員制度の現状と課題」『生活協同組合研究』472、15-24、2015
 活動上の困難と課題として8点が挙げられている。①担当地区の不均衡と過重負担、②改選時に後任が見つからないこと、③1期のみでの退任が多いこと、④高齢化が進んでいること、⑤活動環境の悪化、⑥期待される役割と責任の重さ、⑦会議や研修等の増加、⑧個人情報保護に対する意識の高まりによる情報不足等。民生委員に期待する資質・力量・知識の水準、民生委員の職務範囲、これまで民生委員の役割だった業務を分担する新たな仕組みなどの議論が必要と指摘されている。

(2) 充足率の規定要因に関する試行的分析結果

前項の論点に関わるもののうち、都道府県、指定都市及び中核市レベルでのオープンデータが利用可能であった変数を用いて、充足率の規定要因を検証するための分析を行った。分析手法は重回帰分析とし、被説明変数は前回の一斉改選時点の充足率とした。

説明変数は、民生委員の負担感を示す変数として、令和5年度の福祉行政報告例から得た活動日数、調査・実態把握活動数、行事・事業・会議参加数、地域福祉・自主活動数、民児協運営・研修数、訪問回数と、令和5年の住宅・土地統計調査のデータから得た65歳以上の単独世帯数のそれぞれを委嘱数で割った数値を用いた。また高齢化や活動環境を示す地域特性として、人口に占める15歳未満比率と65歳以上比率、外国人比率を用いた（いずれも令和6年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数から取得）。15歳未満比率は児童委員としての活動対象の多さを、65歳以上比率は一般的な見守り対象の多さを、そして外国人比率もまた活動上の困難が生じる可能性が相対的に高い世帯の多さを示す数値として用いた。行政等からのサポートの代理変数として、民生・児童委員1人当たりの福祉行政職員数（令和5年度の福祉行政報告例から取得）と民生委員100人当たりの地域包括支援センター数（令和4年度介護保険事業状況報告から取得）を用いている。そして、民生委員の負担や活動環境と関わる変数として、生活保護率と要介護認定率を用いている（それぞれ福祉行政報告例と介護保険事業状況報告に基づく）。広報不足に関する変数は利用可能なオープンデータが確認できず、本分析での検討からは除外した。

表. 充足率の規定要因(パラメータ)

N=128	係数	標準誤差	t値	sig.
切片	100.499	13.306	7.553	***
活動日数	0.062	0.045	1.389	
調査・実態把握活動数	-0.010	0.019	-0.527	
行事・事業・会議参加	-0.114	0.101	-1.133	
地域福祉・自主活動数	-0.060	0.052	-1.135	
民児協運営・研修	-0.046	0.092	-0.503	
訪問数	-0.003	0.010	-0.326	
65歳以上単独世帯/委嘱数	-0.094	0.065	-1.455	
15歳未満率	-119.479	53.384	-2.238	*
65歳以上比率(人口)	8.632	19.791	0.436	
外国人比率	27.352	46.689	0.586	
福祉行政職員数	0.798	0.958	0.833	
包括支援センター	-1.052	0.513	-2.050	*
生活保護率	-0.349	0.064	-5.442	***
要介護認定率	0.752	0.289	2.606	*

※F=5.482***, between df=14 within df= 113, Adj. R²=0.331

※要介護認定率が豊橋市のみ欠損値であるため豊橋市を除いた結果

※要介護認定率を除いた分析でも結果はほぼ同じことを確認済み

標本データを用いた分析ではないので、統計的な検定結果(t値や有意性)を確認する必要はないが、係数の大きさと標準誤差の小ささを確認するための参考程度とされたい。

結果として、まずは人口に占める「15歳未満」の割合が高いほど民生委員の充足率が低くなることが挙げられる。ただし、これは人口に占める65歳以上の割合と比較的高い負の相関がある点、そして分析に含まれていない「都市度」との潜在的な相関も影響していると考えられる点に注意を要する。子どもが多いほど充足率が低いという結果であるが、高齢者が少ないほど充足率が低いという結果も読み取れ、都市部ほど充足率が低いことが形を変えて表れているに過ぎない可能性は否定できない。

そのほか、充足率に対する影響が強いと考えられる要因は、「生活保護率」、「要介護認定率」、「地域包括支援センター」の多さが挙げられる。充足率との関係はそれぞれ、生活保護率が高いほど充足率は低く、地域包括支援センターが多い地域ほど充足率が低く、要介護認定率が高いほど充足率は高いという結果である。生活保護率と要介護認定率は民生委員としての負担の重さに直結すると考えられるが、結果は真逆となっている。要介護認定率が高いことが、地域における福祉政策の取組が進んでいることを示すのであれば、行政等からのサポートの手厚さの代理指標となっている可能性も考えられる。地域包括支援センターの多さは行政等からのサポートの手厚さを表すと想定していたが、仮説通りの結果にはならなかった。やはり、これらの結果も、都市部の特性が表れている結果と捉えることもできる。

そのほかの変数の影響はあまり強くないが、「活動日数」を除いて、実際の民生委員としての活動の多さが充足率に対して負の効果をもっていること、「福祉行政職員数」が多いほ

ど充足率が高くなっていることは、先行研究において指摘されている通りであった。負担が重いと充足率が低下し、行政等によるサポートが手厚ければ充足率は高くなることが示唆される。

この分析は、あくまで利用可能なオープンデータを用いたもので、地域レベルの充足率に対して影響を与える地域ごとの特徴に関する試行的な推定結果に過ぎず、確かな結論を得られるようなものではない。しかし、先行研究の整理と併せて考えると、民生委員の「負担の重さ」「活動環境の過酷さ」が担い手不足の重要なファクターであると考えられ、「行政等からのサポート」もまた担い手を確保するうえで必要な要素であることが示唆されている。

なお、この分析では検証できなかった観点や、詳細な地域（市区町村レベル）別データを用いたさらなる検証をするためには、オープンデータの活用では限界があり、独自のアンケート調査を実施する必要がある。



第3章 アンケート調査結果の概要

1 都道府県向けアンケート調査

本調査研究事業の一環として、都道府県における民生委員の担い手確保や民生委員が活動しやすい環境の整備に向けた取組の実態把握を目的に実施した。

調査対象：全国の各都道府県（民生委員主管部局）

調査方法：郵送により依頼状と下書き用調査票を送付、WEB フォームによる回収

調査期間：2025（令和7）年12月16日～2026（令和8）年1月23日

発送回収：発送47団体、回収34団体（回収率72.3%）。

※回答数が少数であるため、以下に示す「%」はあくまでも参考扱い。

特に指定がない場合、回答は令和7年12月1日時点の状況とした。

（1）自治体の基礎情報

回答自治体の人口規模は、200万人未満の自治体が4分の3を占める。

都道府県民児協の事務局を担っている組織は、「都道府県社協」が9割近くを占める。「その他」の回答には、「一般財団法人」と「独立した組織」が挙げられた。

図表 3-1-1 自治体の人口規模（SA）

	回答数	%
100万人未満	12	35.3
100万人～200万人未満	14	41.2
200万人～300万人未満	2	5.9
300万人～500万人未満	1	2.9
500万人以上	5	14.7
計	34	100.0

図表 3-1-2 都道府県民児協の事務局（SA）

	回答数	%
都道府県	2	5.9
都道府県社協	30	88.2
その他	2	5.9
計	34	100.0

(2) 民生委員の担い手確保に向けた取組

① 現在行っている取組

民生委員の担い手確保に関して、現在行っている取組の中では、「民生委員に対する研修の実施」(97.1%)と「民生委員に対する表彰事業・感謝状の授与等の実施」(94.1%)が多く取り組まれている。

図表 3-1-3 民生委員に関して実施している取組 (MA)

	回答数	%
民生委員に対する研修の実施	33	97.1
民生委員に対する表彰事業・感謝状の授与等の実施	32	94.1
都道府県内の市区町村間で、好事例の共有や紹介	16	47.1
民生委員の担い手確保のための取組に関する市区町村への助言	12	35.3
民生委員協力員制度の活用	8	23.5
民生委員の担い手確保のためのガイドラインの提示	0	0.0
これらの取組はどれも行っていない	0	0.0
計	34	100.0

② 民生委員推薦会への参加

自治体管内の市区町村における民生委員推薦会への参加状況については、回答自治体のすべてが「民生委員推薦会には参加していない」という回答だった。

図表 3-1-4 民生委員推薦会への参加 (SA)

	回答数	%
すべての市区町村について参加している	0	0.0
市区町村から参加を求められた場合は参加している	0	0.0
都道府県として一部の市区町村を選んで参加している	0	0.0
民生委員推薦会には参加していない	34	100.0
計	34	100.0

③ 都道府県社協と連携して行っている取組

自治体と都道府県社協とが連携して行っている取組は、「民生委員制度や委員活動に関する広報ツールの作成・利用」(29.4%)や「民生委員を担当する市区町村職員向け研修の企画・運営」(20.6%)などが比較的多く挙げられた。

一方、「都道府県社協と連携して行っている取組はない」が3割みられた。

図表 3-1-5 都道府県社協と連携して行っている取組 (MA)

	回答数	%
民生委員制度や委員活動に関する広報ツールの作成・利用	10	29.4
民生委員を担当する市区町村職員向け研修の企画・運営	7	20.6
市区町村の取組状況や課題把握を目的とした調査の企画・実施	4	11.8
市区町村への個別助言・伴走支援（体制整備、人材確保、活動環境改善等）	4	11.8
民生委員の担い手確保に関するガイドライン等の作成	1	2.9
その他	9	26.5
都道府県社協と連携して行っていない取組はない	10	29.4
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・ 民生委員に対する研修の実施
- ・ ICT の活用
- ・ 県、市町村、県社協担当者会議の開催
- ・ 県、県社協、県民児連との意見交換を実施、三者の活動の連携を推進
- ・ 県社協や県民児協を含む関係機関と民間事業者が協力して地域の見守り活動を行うなど

④ 都道府県民児協と行っている意見交換・情報共有

自治体が都道府県民児協と行っている意見交換や情報共有については、「民生委員の研修カリキュラム・内容に関する協議」が 76.5%で最も多く、次いで「民生委員の担い手確保に関する意見交換・協議」の 67.6%、「市区町村民児協の課題や要望の共有・把握」の 52.9%と続く。

図表 3-1-6 都道府県民児協と行っている意見交換等 (MA)

	回答数	%
民生委員の研修カリキュラム・内容に関する協議	26	76.5
民生委員の担い手確保に関する意見交換・協議	23	67.6
市区町村民児協の課題や要望の共有・把握	18	52.9
民生委員の活動環境改善に関する意見交換	16	47.1
地域の福祉課題や住民ニーズに関する情報共有	9	26.5
その他	5	14.7
都道府県民児協との意見交換等は行っていない	0	0.0
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・ 各地区のデジタル利活用状況の共有
- ・ 改選後の知事表敬や県民児協理事会への県担当職員出席等により、随時意見を伺っている
- ・ 民生委員全般にかかる意見交換 など

⑤ 公務員に対する民生委員就任の案内

現役公務員や定年退職者に対する民生委員への就任を促す取組については、「定年退職者に対して案内している」が47.1%で最も多い。一方で、「特に公務員や公務員退職者に対する案内は行っていない」も44.1%であった。

図表 3-1-7 公務員に対する民生委員就任の案内 (MA)

	回答数	%
定年退職者に対して案内している	16	47.1
現役公務員に対して案内している	4	11.8
定年以外での退職者に対して案内している	3	8.8
特に公務員や公務員退職者に対する案内は行っていない	15	44.1
計	34	100.0

(3) 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援

民生委員活動に関して市区町村向けに行っている財政支援としては、「ボランティアや協力員への謝金等の補助」(23.5%)や「民生委員に対する研修参加費の補助」(17.6%)、「研修実施団体や外部講師に対する研修実施経費の補助」(17.6%)、「活動費以外に民生委員に支給する備品費・交通費・通信費」(17.6%)などが比較的多く挙げられた。

一方で、「活動費の支給を除く財政支援は特に行っていない」が4分の1程度みられた。

図表 3-1-8 市区町村向けの財政支援 (MA)

	回答数	%
ボランティアや協力員への謝金等の補助	8	23.5
民生委員に対する研修参加費の補助	6	17.6
研修実施団体や外部講師に対する研修実施経費の補助	6	17.6
活動費以外に民生委員に支給する備品費・交通費・通信費	6	17.6
活動報告書・広報誌等の印刷・配布費用の補助	5	14.7
研修以外の会議・交流会等の開催に係る費用の補助	3	8.8
民生委員制度・活動に係る費用であれば特に用途の制限がない補助	3	8.8
民生委員活動にかかる保険料の補助	2	5.9
市区町村や民児協事務局等に対する専門家の派遣や相談支援費用の補助	0	0.0
その他	9	26.5
活動費の支給を除く財政支援は特に行っていない	9	26.5
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・ 民生委員推薦会に係る経費の補助
- ・ デジタル推進に関する費用、推薦会
- ・ 県民児協に指導員を配置、担い手確保にかかる補助金
- ・ 民生委員協力員設置に係る補助 など

(4) 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保

民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保に関して、市区町村に行っている支援や助言については、「民生委員を担当する市区町村職員の個別相談への対応・助言」(47.1%)が最も多く挙げられた。

一方、「市区町村に対する支援や助言は特に行っていない」が4割程度みられた。

図表 3-1-9 多様な推薦母体の開拓等に関する市区町村への支援・助言 (MA)

	回答数	%
民生委員を担当する市区町村職員の個別相談への対応・助言	16	47.1
多様な推薦母体の候補や事例に関する情報提供	5	14.7
市区町村での取組に対する伴走支援(定期的なフォローや進捗確認など)	2	5.9
市区町村による推薦母体開拓に関する研修や説明会の実施	0	0.0
推薦母体候補との連絡調整のサポート	0	0.0
その他	2	5.9
市区町村に対する支援や助言は特に行っていない	13	38.2
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・県内の市町村間で、好事例の共有や紹介
- ・アンケート実施・結果共有

(5) 配置区域や定数設定に関する工夫

① 令和7年12月の一斉改選について

配置区域や定数の見直しに関して、市区町村の意見を伺う頻度は、「3年に1回(一斉改選に合わせて確認する)」が97.1%を占めた。

また、変更する際の根拠として収集するデータは、「市区町村の全人口数の推移」(76.5%)や「高齢者、諸具合者、母子寡婦世帯など要支援世帯の世帯数の推移」(61.8%)が多く挙げられた。

図表 3-1-10 市区町村の意見を伺う頻度 (SA)

	回答数	%
年1回	1	2.9
3年に1回(一斉改選に合わせて確認する)	33	97.1
随時	0	0.0
計	34	100.0

図表 3-1-11 変更する際の根拠 (MA)

	回答数	%
市区町村の全人口数の推移	26	76.5
高齢者、障害者、母子寡婦世帯など要支援世帯の世帯数の推移	21	61.8
介護サービス及び障害児・者サービスなど福祉サービスの利用者数の推移	1	2.9
その他	16	47.1
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・市区町村や区域内の世帯数
- ・人口密度
- ・相談件数、訪問回数等の活動件数
- ・区市町村から聴取した地域実情
- ・担当面積
- ・地理的条件
- ・担当地区数及び集落間の移動距離（活動範囲）
- ・各市町村に対して、定数に関する意見を伺い、定数の要望及び現行定数からの増減理由を確認している など

② 柔軟な設定の公認

市区町村に対して地理的・人口的要因を踏まえた柔軟な配置区域や定数の設定の公認については、「民生委員法における『厚生労働大臣が認める参酌基準』から外れた配置区域や定数の設定」が85.3%で最も多く挙げられた。また、「ひとつの区域を複数の民生委員で協力して担当するような設定」(17.6%)や「複数の区域(広域)を複数の民生委員で協力して担当するような設定」(11.8%)も数団体から挙げられた。

図表 3-1-12 配置区域や定数の柔軟な設定の公認 (MA)

	回答数	%
民生委員法における「厚生労働大臣が定める参酌基準」から外れた配置区域や定数の設定	29	85.3
ひとつの区域を複数の民生委員で協力して担当するような設定	6	17.6
複数の区域(広域)を複数の民生委員で協力して担当するような設定	4	11.8
主任児童委員以外に、特定の配置区域をもたない民生委員の設定	1	2.9
あてはまるものはない	3	8.8
計	34	100.0

(6) 民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動

① 取り組んでいる広報活動

民生委員制度や民生委員活動について実施している広報活動や手段は、「自治体 HP での情報公開」が 76.5%で最も多く、次いで「広報誌への記事掲載」の 58.8%、「動画・パンフレットの作成」の 38.2%、「SNS を用いた情報発信」と「チラシ・ポスター等の作成・配布」の 35.3%と続く。

図表 3-1-13 広報活動や手段 (MA)

	回答数	%
自治体HPでの情報公開	26	76.5
広報誌への記事掲載	20	58.8
動画・パンフレットの作成	13	38.2
SNSを用いた情報発信	12	35.3
チラシ・ポスター等の作成・配布	12	35.3
市区町村職員に対する周知・説明	10	29.4
都道府県社協や都道府県民児協が実施する広報活動に関する委託・補助	10	29.4
市区町村職員への広報戦略等に関する研修	0	0.0
その他	17	50.0
広報は一切行っていない	0	0.0
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・ 県政番組
- ・ テレビやラジオでの活動紹介
- ・ 新聞広告
- ・ YouTube 広告
- ・ 庁舎内パネル展示、デジタルサイネージ掲出
- ・ 商工会議所等へのチラシの配布、協力依頼
- ・ 県と連携協定を締結している企業に、住民へのチラシの配布や掲出を依頼 など

② 若者や子ども向けの周知活動

若者や子ども向けの民生委員制度の紹介等の取組は、「行っていない」が 85.3%を占めた。少数ではあるが取り組んでいるものとしては「大学生向けのインターン・実習プログラムの実施」や「家族向け、若者向けイベントやワークショップでの体験・紹介等」、「その他、若者や子ども向けの制度紹介の取組」が挙げられた。

図表 3-1-14 若者や子ども向けの周知活動（MA）

	回答数	%
学校（小・中・高等学校）での出前授業・講演会による、制度や役割の説明・紹介	0	0.0
子ども民生委員・ジュニア民生委員の活動等	0	0.0
大学での講義や講演による制度や役割の説明・紹介	0	0.0
大学生向けのインターン・実習プログラムの実施	1	2.9
児童館や青少年団体での制度や役割の説明・紹介	0	0.0
家族向け、若者向けイベントやワークショップでの体験・紹介等	3	8.8
児童・生徒によるポスターや作文コンクール等を通じた制度や役割の紹介	0	0.0
その他、若者や子ども向けの制度紹介の取組	3	8.8
若者や子ども向けに制度を紹介する取組は行っていない	29	85.3
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・大学生による民生委員活動体験
- ・子ども向け啓発リーフレットの作成
- ・制度紹介リーフレットの作成

（7）民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策

民生委員の業務範囲の整理や負担軽減について市区町村向けに行っている助言・支援としては、「会議や研修のオンライン化、ICT活用に関する助言・支援」と「協力員やボランティアを活用した業務分担に関する助言・支援」がそれぞれ38.2%で最も多く挙げられた。

一方で、「市区町村に対する助言や支援は行っていない」が4分の1程度みられた。

図表 3-1-15 業務範囲の整理や負担軽減策に関する助言・支援（MA）

	回答数	%
会議や研修のオンライン化、ICT活用に関する助言・支援	13	38.2
協力員やボランティアを活用した業務分担に関する助言・支援	13	38.2
事務処理の簡潔化に関する助言・支援	4	11.8
民生委員への担当世帯に関する情報（名簿等）の提供ルール整理に関する助言・支援	3	8.8
災害時の対応範囲についての整理・共有に関する助言・支援	3	8.8
行政や地域包括支援センター等との役割分担の見直しや明確化に関する助言・支援	1	2.9
見守り対象者基準の明確化に関する助言・支援	0	0.0
その他の市区町村への助言・支援	6	17.6
市区町村に対する助言や支援は行っていない	8	23.5
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・国助成金の周知
- ・電話相談(随時)
- ・好事例の共有
- ・民生委員があて職になっていないかの見直し
- ・県作成ハンドブックを用いた、民生委員の負担軽減に係る県事業の周知及び証明事務等の業務範囲の整理 など

(8) 就業と委員活動の両立を支援するための環境整備

就業者の民生委員活動の両立支援について市区町村に行っている助言・支援としては、少数ではあるが「夜間・休日に会議や研修を実施する場合の運営方法に関する助言」(8.8%)や「勤め先企業への協力依頼や優遇措置等の導入に関する助言」(11.8%)が挙げられた。

図表 3-1-16 就業と委員活動の両立に関する助言・支援 (MA)

	回答数	%
夜間・休日に会議や研修を実施する場合の運営方法に関する助言	3	8.8
勤め先企業への協力依頼や優遇措置等の導入に関する助言	4	11.8
勤め先企業の公表や表彰制度の活用に関する助言	0	0.0
その他、就業者の委員活動支援に関する助言・支援	8	23.5
就業者の委員活動を支援する取組に関する助言や支援は行っていない	20	58.8
計	34	100.0

【「その他」の回答例】

- ・ 商工会議所連合会、中小企業団体中央会へ事業者への周知を依頼
- ・ 他自治体の取組共有 ・ デジタル活用支援 ・ 協力員制度の導入
- ・ 仕事をしながら活動している民生委員の実態調査を実施し、調査結果を公表
- ・ 県の「家庭と仕事の両立支援登録企業」に対して、民生委員のなり手確保及び環境整備の依頼文を送付 など

(9) 都道府県向けアンケート調査から得られた示唆

● 民生委員の担い手確保に向けた取組

- ・ 民生委員の担い手確保に関して、「民生委員に対する研修の実施」(97.1%)や「民生委員に対する表彰事業・感謝状の授与等の実施」(94.1%)が多く取り組まれている。
- ・ 管内市区町村における民生委員推薦会に参加している都道府県はなかった。
- ・ 都道府県社協との取組は「民生委員制度や委員活動に関する広報ツールの作成・利用」(29.4%)や「民生委員を担当する市区町村職員向け研修の企画・運営」(20.6%)などが比較的多い。都道府県民児協とは「民生委員の研修カリキュラム・内容に関する協議」(76.5%)のほか、「民生委員の担い手確保に関する意見交換・協議」(67.6%)、「市区町村民児協の課題や要望の共有・把握」(52.9%)など、都道府県と民児協とで連携しながら、民生委員の担い手確保等に関する地域課題を収集、意見交換する機会を設けていることがわかった。
- ・ 民生委員と親和性の高い公務員への民生委員の就任案内について「定年退職者に対して案内している」が47.1%で最も多かった。

● 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援

- ・ 市区町村向けの活動費の支給を除く財政支援は「特に行っていない」(26.5%)は4分の1にとどまる。財政支援を行っている中では、「ボランティアや協力員への謝金等の補助」(23.5%)が比較的多い。

● 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保

- ・ 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保に関する市区町村への支援や助言については、「民生委員を担当する市区町村職員の個別相談への対応・助言」(47.1%)が最も多かった。一方で、「支援や助言は特に行っていない」が4割程度みられた。

● 配置区域や定数設定に関する工夫

- ・ 一斉改選(R7年12月)時の配置区域や定数の見直しに関して、市区町村の意見を伺う頻度は、「3年に1回(一斉改選に合わせて確認する)」が97.1%を占めた。都道府県および市区町村では、改選周期に合わせて配置区域・定数を検討している。
- ・ また、設定を変更する際の根拠として収集するデータは、「市区町村の全人口数の推移」(76.5%)や「高齢者、諸具合者、母子寡婦世帯など要支援世帯の世帯数の推移」(61.8%)が多く挙げられたが、そのほか、相談件数や訪問回数等の活動件数、担当面積や移動距離、個別の地域事情などが挙げられた(自由回答)。
- ・ 柔軟な配置区域や定数の設定の公認については、「民生委員法における『厚生労働大臣が認める参酌基準』から外れた配置区域や定数の設定」(85.3%)が最も多く、市区町村の地理的・人口的要因を踏まえた柔軟な設定が認められている。

● 民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動

- ・ 広報活動や手段は、「自治体HPでの情報公開」(76.5%)が最も多く、そのほか「広報誌への記事掲載」(58.8%)、「動画・パンフレットの作成」(38.2%)などが多かった。
- ・ 若者や子ども向けの周知・広報活動は「行っていない」が85.3%を占め、若年層向けの周知・広報活動はほとんど行われていない実態が明らかとなった。

● 民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策

- ・ 市区町村への助言・支援としては、「会議や研修のオンライン化、ICT活用に関する助言・支援」と「協力員やボランティアを活用した業務分担に関する助言・支援」がそれぞれ38.2%で最も多かった。

● 就業と委員活動の両立を支援する環境整備

- ・ 「就業者の委員活動を支援する取組に関する助言や支援は行っていない」(58.8%)が最も多かった。

2 市区町村向けアンケート調査

本調査研究事業の一環として、市区町村における民生委員の担い手確保や民生委員が活動しやすい環境の整備に向けた取組の実態把握、また特に特徴的・効果的な取組を展開している市区町村、および現役世代が仕事と民生委員活動を両立している事例を幅広く発掘することを目的に実施した。

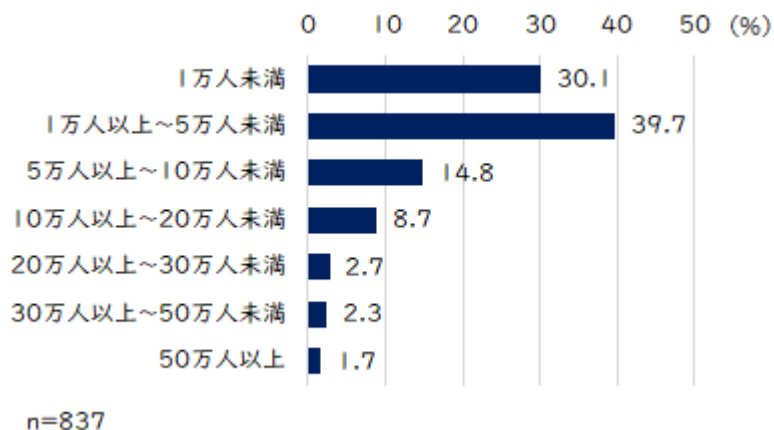
調査対象：全国の指定都市、特別区、市町村（民生委員主管部局）
調査方法：郵送により依頼状と下書き用調査票を送付、WEB フォームによる回収
調査期間：2025（令和7）年12月16日～2026（令和8）年1月23日
発送回収：発送1,741団体、回収837団体（回収率48.1%）。
※特に指定がない場合、回答は令和7年12月1日時点の状況とした。

（1）自治体の基礎情報

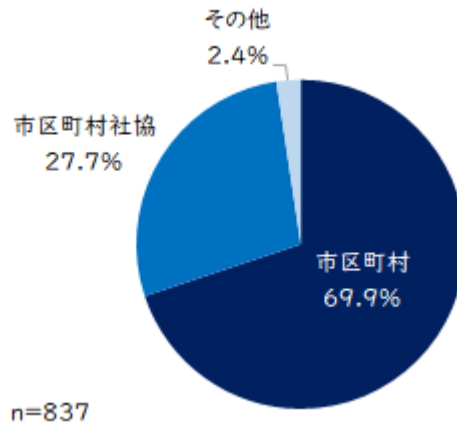
回答自治体の人口規模は、5万人未満の自治体が7割を占める。

市区町村民児協の事務局を担っている組織は、「市区町村」が69.9%、「市区町村社協」が27.7%であった。

図表 3-2-1 自治体の人口規模（SA）



図表 3-2-2 市区町村民児協の事務局（SA）

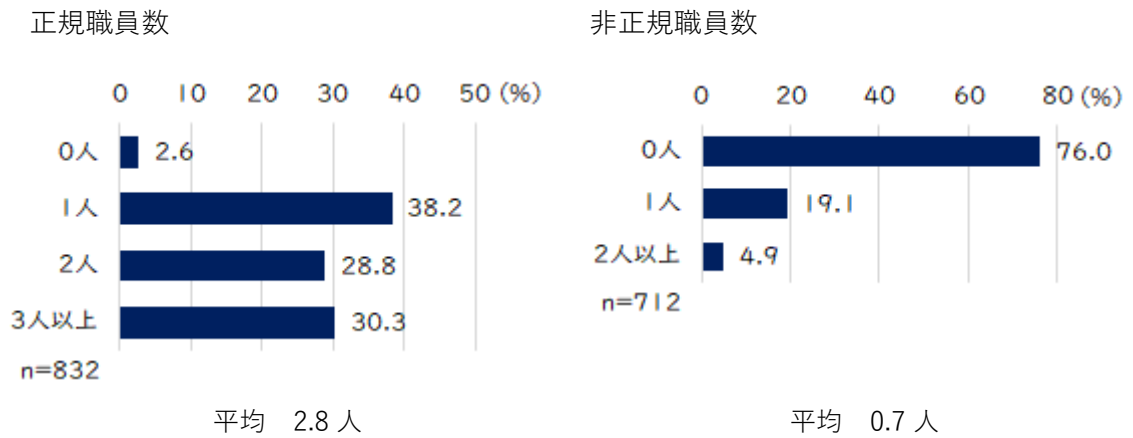


【「その他」の回答例】

独立組織（任意団体等）/自治体と社協の両方/民生委員が独自に運営 など

民児協事務局の担当職員数（兼務を含む）は、次のとおりである。

図表 3-2-3 担当職員数（数量）



(2) 民生委員の現況（令和7年12月の一斉改選）

① 一斉改選後の民生委員の就任状況

令和7年12月の一斉改選における民生委員の就任状況をみると、まず全回答では定数の平均132.1人に対し、現任委員数は122.2人、うち、新任委員数の平均が38.5人であった。充足率の平均は94.0%、新任委員の平均割合は34.6%であった。

図表 3-2-4 民生委員の就任状況（数量）

	回答数	（定数） （人）	数現 （任 人委 ）員	任う （ち、 人委 ）員 数新	（充 足 率 ） （%）	（新 任 割 合 ） （%）
合計	835	132.1	122.2	38.5	94.0	34.6
指定都市・特別区・中核市	42	843.4	774.7	200.0	91.7	25.8
一般市	357	164.7	152.2	51.1	92.5	34.1
町村	435	36.2	34.3	12.5	95.5	35.8

※「合計」には市区町村が不明の回答も含む（以下、同様）。

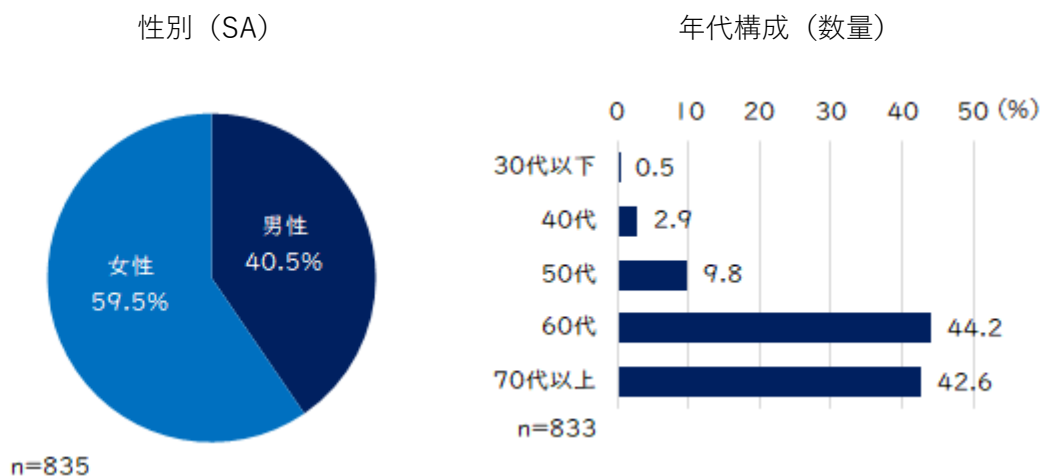
② 民生委員の属性

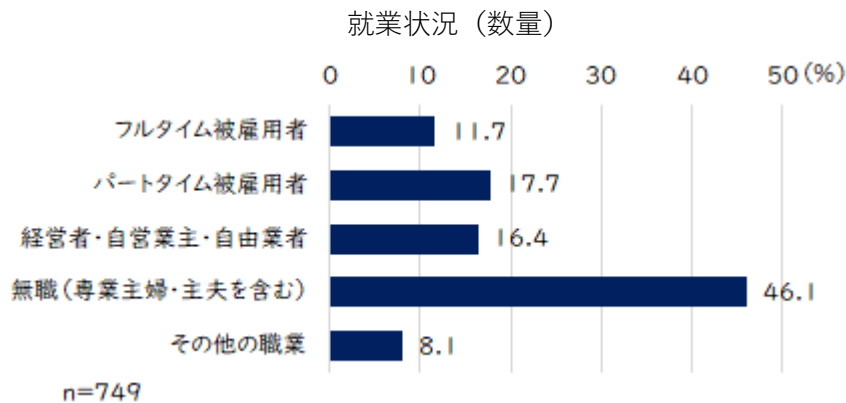
民生委員の性別は、「男性」が40.5%、「女性」が59.5%であった。

年代の構成は「60代」以上が86.8%を占める。

就業状況の構成は、「無職」が46.1%となっており、それ以外の53.9%の民生委員が何らかの職に就いている。なかでも多かったのは「パートタイム被雇用者」の17.7%であった。

図表 3-2-5 民生委員の属性





③ 職業

公務員や教育保育職等の職業に就いている民生委員、以前そのような職業に就いていて、現在無職（専業主婦・主夫を含む）の民生委員の人数をみると、「公務員」や「教育保育職」、「社会福祉職」に就いている民生委員、あるいは過去に就いていた民生委員の人数が比較的多くなっている。

図表 3-2-6 現在と過去の就業状況（数量）

	現在該当する仕事に就いている方		現在無職の方で前職が該当する方	
	回答数	平均（人）	回答数	平均（人）
公務員（行政職）	682	1.7	649	3.2
公務員（警察、消防、自衛官等の保安職）	642	0.1	620	0.8
教育保育職	682	2.6	637	3.9
社会福祉職	679	3.3	614	1.2
医療職	663	1.5	612	1.0

④ 有資格者

資格を有している民生委員の人数が比較的多いものとして、「教育・保育系資格（教員免許、保育士等）」が平均 4.6 人で比較的多い。

図表 3-2-7 資格保有状況（数量）

	回答数	平均（人）
保健医療系資格（医師、看護師、保健師等）	655	1.6
福祉系資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等）	637	1.5
教育・保育系資格（教員免許、保育士等）	662	4.6

⑤ 早期退任者の人数

直近 3 年間（前回の一斉改選後から今回の一斉改選まで）の早期退任者の人数については、「1 期（3 年）未満で退任した方」の平均人数は 3.1 人、「1 期で退任された方」の平均人数は 14.3 人であった。

図表 3-2-8 早期退任者の人数（数量）

	回答数	平均（人）
1 期（3 年）未満で退任した方	817	3.1
1 期で退任された方	829	14.3

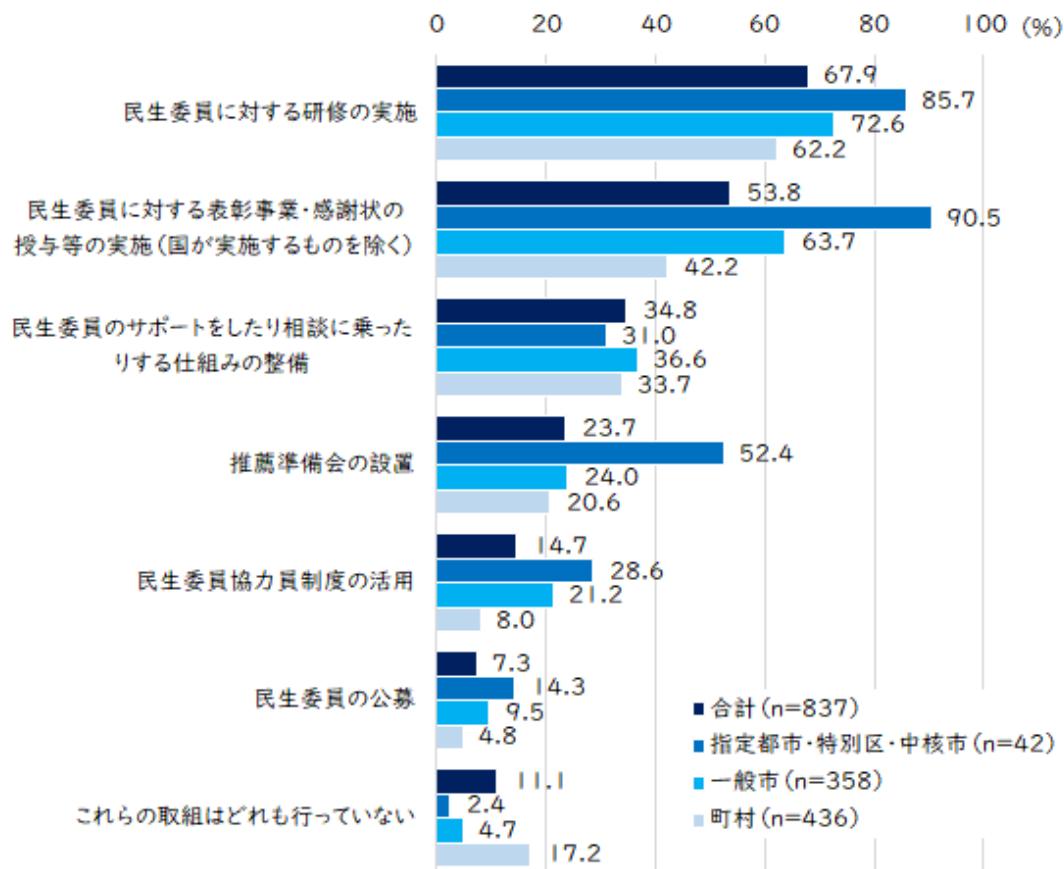
（3）民生委員の担い手確保に向けた取組

① 現在行っている取組

民生委員の担い手確保に関して、現在行っている取組の中では、「民生委員に対する研修の実施」（67.9%）や「民生委員に対する表彰事業・感謝状の授与等の実施」（53.8%）などが多い。

自治体区分別にみると、自治体規模が大きいほど「民生委員に対する研修の実施」や「民生委員に対する表彰事業・感謝状の授与等の実施」、「推薦準備会の設置」などに取り組んでいる割合が高くなる。

図表 3-2-9 担い手確保に向けて現在行っている取組（MA）

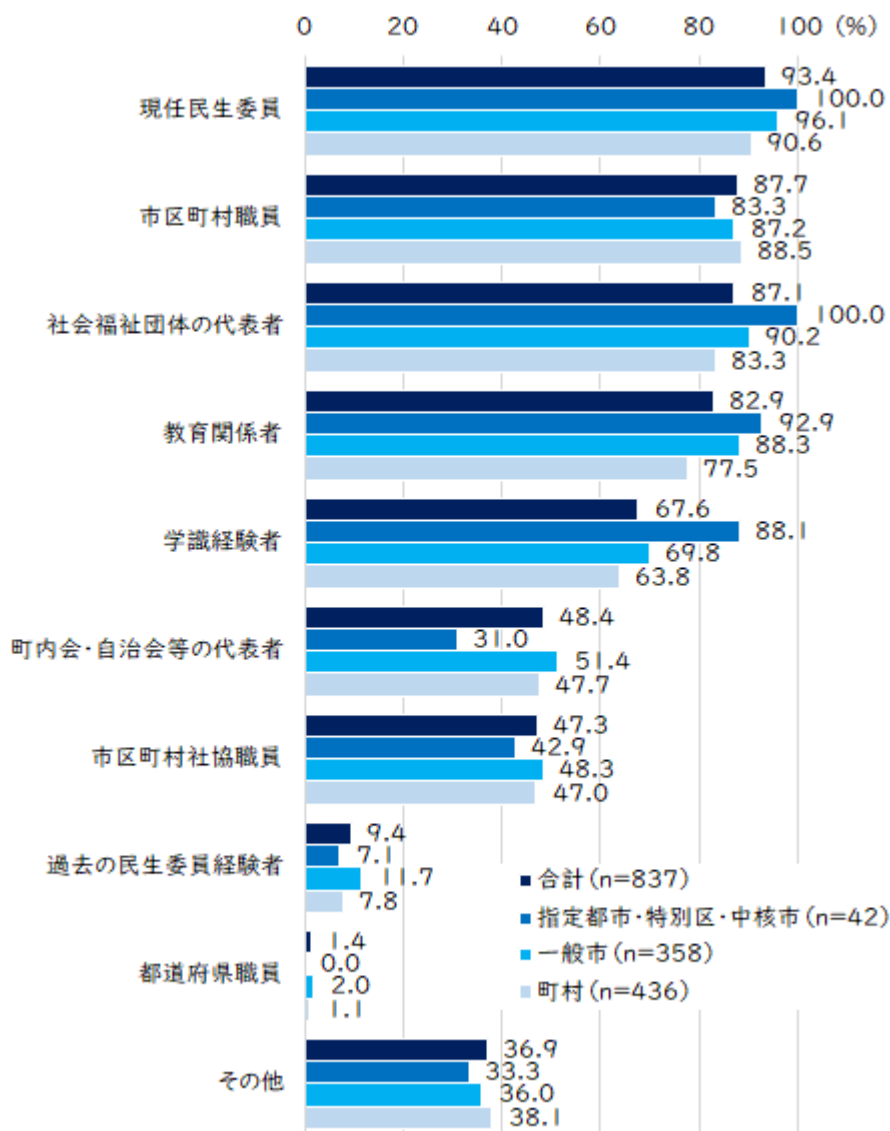


② 民生委員推薦会の構成メンバー

自治体における民生委員推薦会の構成メンバーは、「現任民生委員」が93.4%で最も多く、次いで「市区町村職員」や「社会福祉団体の代表者」、「教育関係者」が80%台で続いている。

自治体区分別にみると、自治体規模が大きいほど「現任民生委員」や「社会福祉団体の代表者」、「教育関係者」、「学識経験者」の割合が高くなる。一方で、一般市や町村では「市区町村職員」や「町内会・自治会等の代表者」の割合が高くなる。

図表 3-2-10 民生委員推薦会の構成メンバー (MA)



【「その他」の回答例】

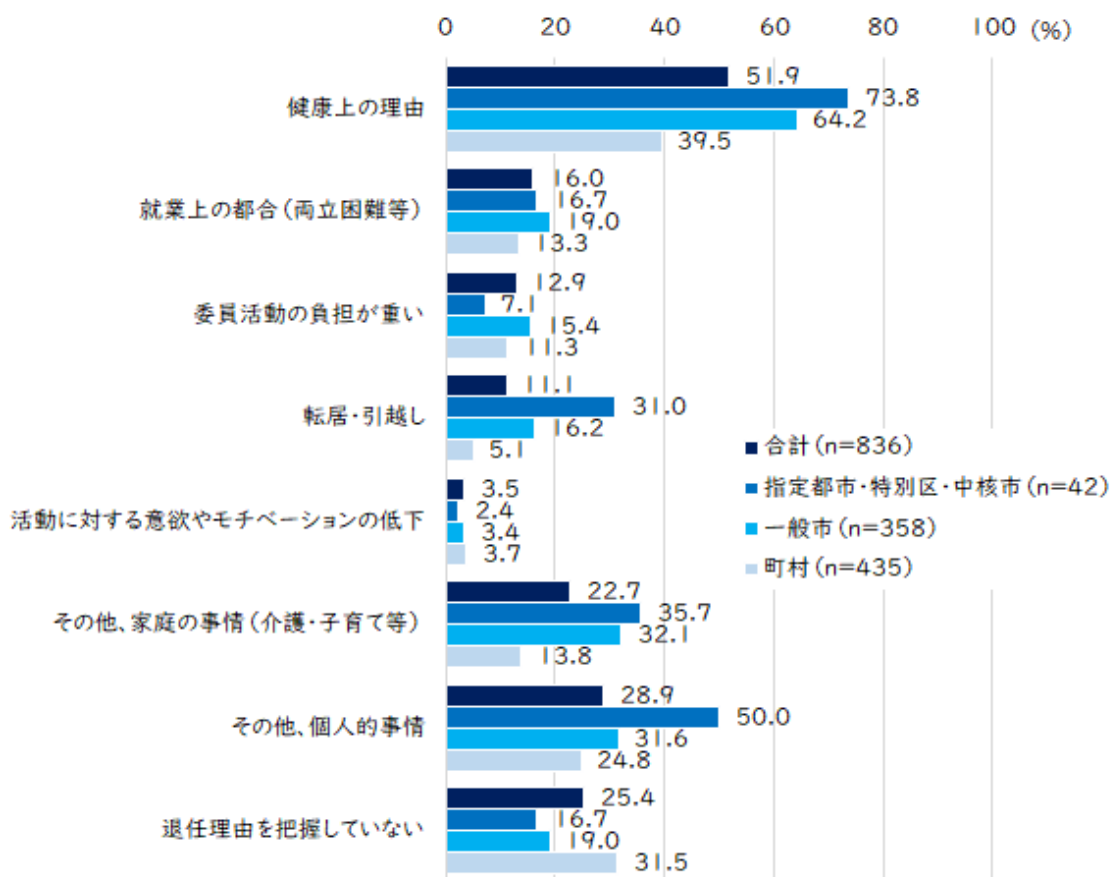
地元の議会議員・議長/地域包括支援センター職員/保護司/公民館代表社会福祉事業関係者/女性団体・婦人会/児童に関する団体の代表者/障害者代表・障害者団体代表/人権擁護委員/老人クラブの代表者/商工会代表者/郵便局 など

③ 早期退任の理由

直近3年間（前回の一斉改選時から今回の一斉改選まで）で民生委員を早期退任（1期以内の退任）した方の退任理由としては、「健康上の理由」が51.9%で最も多く、次いで「その他、個人的事情」の28.9%、「その他、家庭の事情（介護・子育て等）」の22.7%と続いている。

自治体区分別にみると、自治体規模が大きいほど「健康上の理由」や「転居・引越し」、「その他、家庭の事情（介護・子育て等）」、「その他、個人的事情」の割合が高くなる。

図表 3-2-11 早期退任の理由（MA・上位3つまで選択）

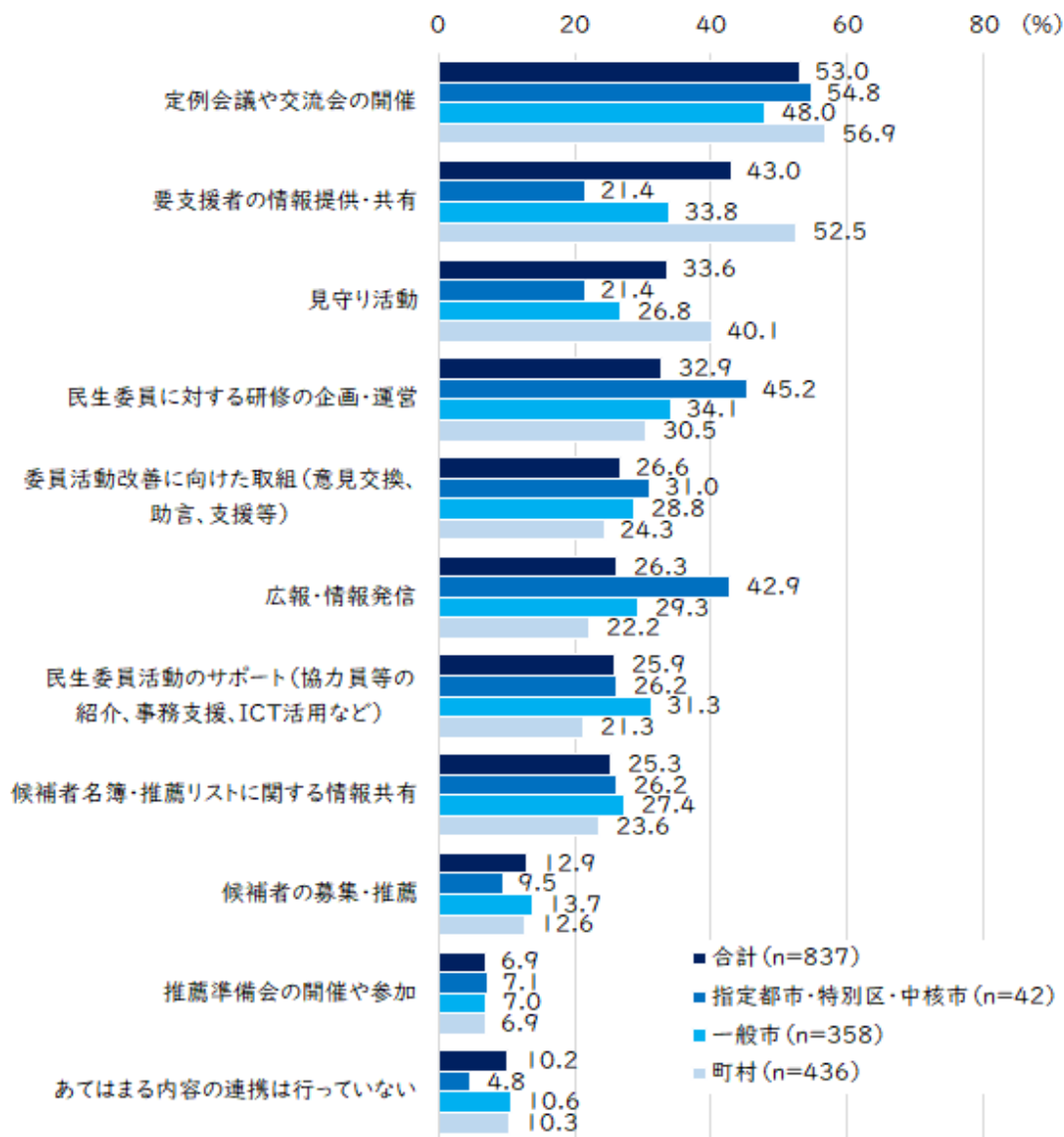


④ 市区町村社協と連携して行っている取組

市区町村社協と連携して行っている取組は、「定例会議や交流会の開催」が53.0%で最も多く、次いで「要支援者の情報提供・共有」の43.0%、「見守り活動」の33.6%と続いている。

自治体区分別にみると、自治体規模が大きいほど「民生委員に対する研修の企画・運営」や「委員活動改善に向けた取組（意見交換、助言、支援等）」、「広報・情報発信」の割合が高くなり、自治体規模が小さいほど「要支援者の情報提供・共有」や「見守り活動」の割合が高くなる。

図表 3-2-12 市区町村社協と連携して行っている取組 (MA)

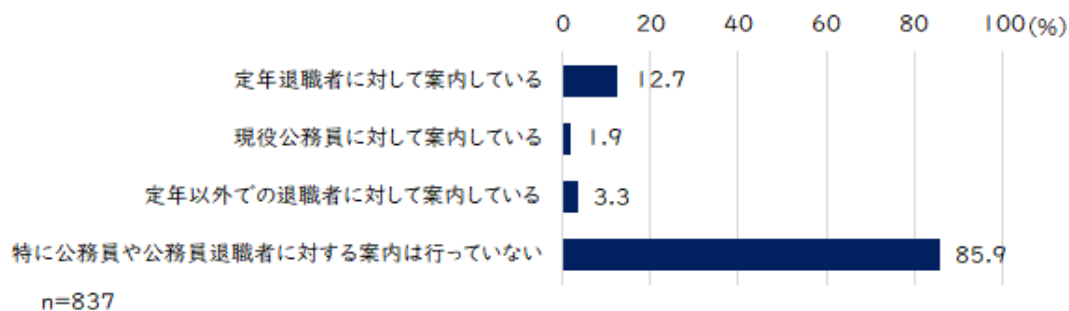


⑤ 公務員に対する民生委員就任の案内

現役公務員や定年退職者に対する民生委員への就任を促す取組については、「特に公務員や公務員退職者に対する案内は行っていない」が85.9%を占める。

就任を案内しているなかでは、「定年退職者に対して案内している」(12.7%)が多い。

図表 3-2-13 民生委員への就任の案内 (MA)



(4) 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援

① 民生委員一人当たりの活動費

民生委員(会長等の役職者を除く)の「活動に要した実費の弁償として支払われている金額」について、令和7年度に支給している民生委員一人あたりの総額(年額)は、平均73,270円だった。

自治体規模別にみると、指定都市・特別区・中核市の平均値が最も高く98,252円だった。一般市の平均は72,014円、町村の平均は71,748円だった。

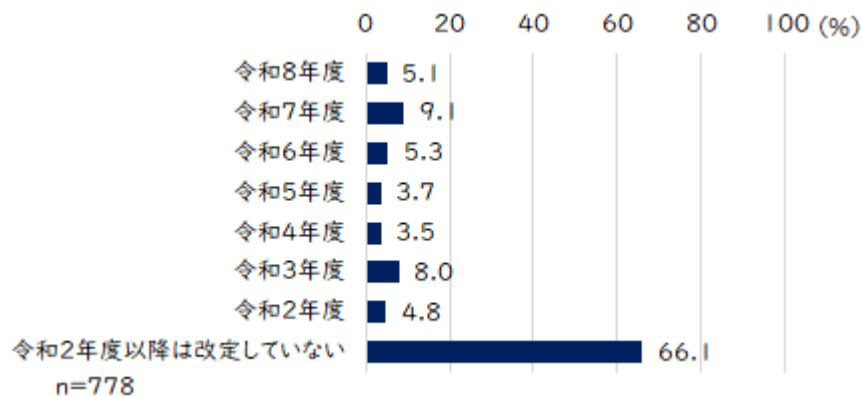
図表 3-2-14 民生委員一人あたりの活動費総額 (数量)

	回答数	平均活動費
合計	783	73,270
指定都市・特別区・中核市	42	98,252
一般市	339	72,014
町村	401	71,748

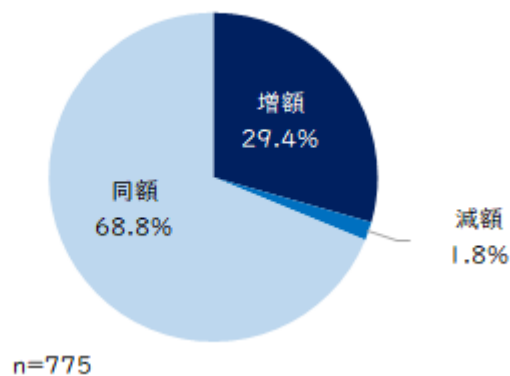
② 民生委員の活動費等の改定状況

改定した時期は、「令和2年度以降は改訂していない」が66.1%で最も多く、改定したなかでは「令和7年度」(9.1%)と「令和3年度」(8.0%)が比較的多い。なお、「令和8年度」に改定予定と回答した自治体は5.1%であった。

図表 3-2-15 改定した（する予定）時期（MA）



図表 3-2-16 直近の改定状況（SA）



活動費等を改定した自治体に、活動費等の金額を改定する際の根拠を聞いたところ、次のような回答が挙げられた。

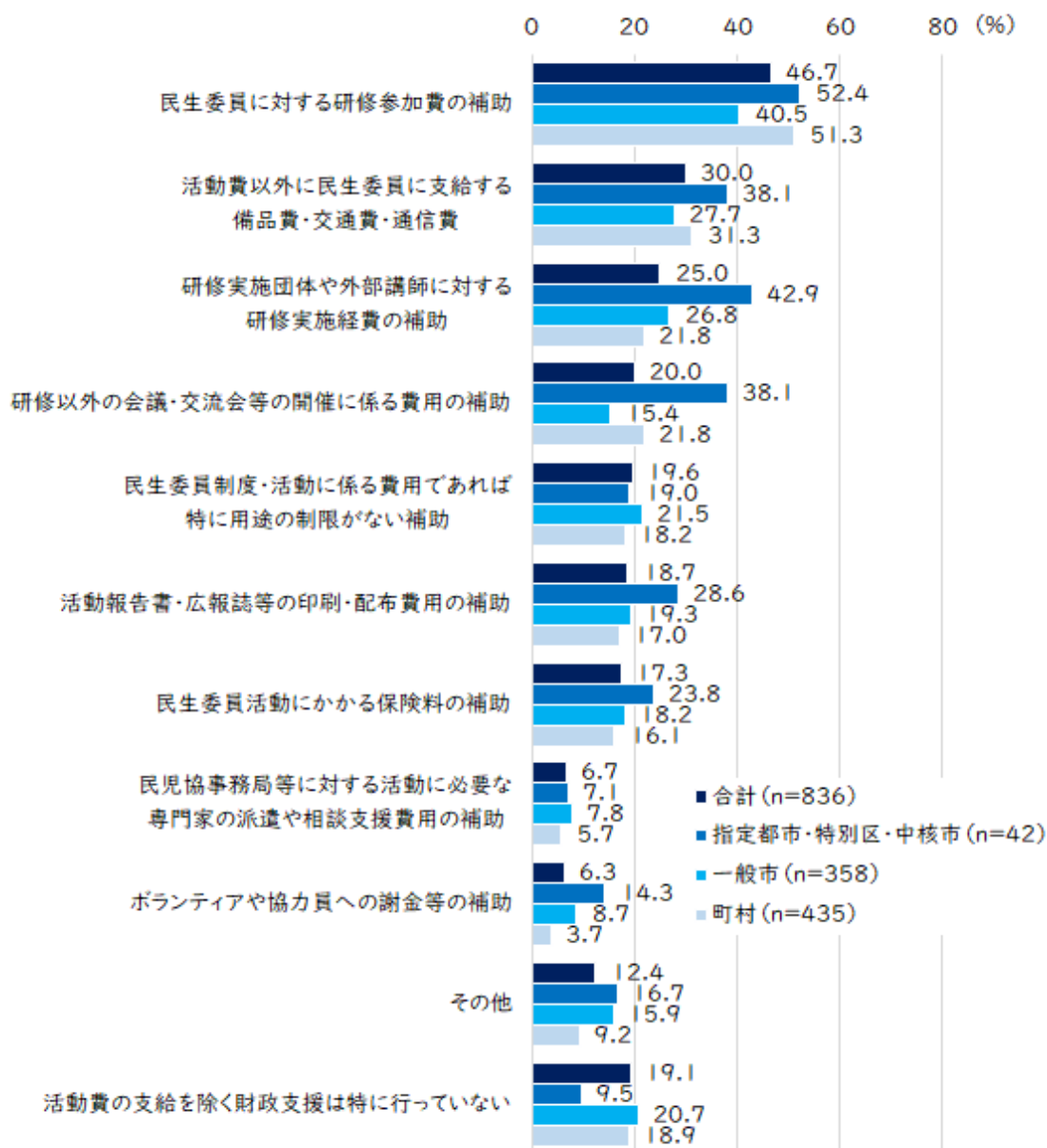
- ・ 近隣市町村の支給状況
- ・ 他の委員報酬や交通費等
- ・ 公共交通機関の運賃等
- ・ 現役民生委員への活動費（ガソリン代や電話代等）の実態の聞取り
- ・ 会長職と同額とした
- ・ 県内市町村から聞き取り調査を実施。その時点での県内市町村の平均額を算出し、平均額を上回るようにした
- ・ 県内各市町村の支給額調査を参考
- ・ 地元議会議員報酬規定等を参考
- ・ 物価高騰指数、物価上昇率
- ・ など

③ 独自の財政支援

民生委員活動に関して、現在実施している自治体独自の財政支援としては、「民生委員に対する研修参加費の補助」が46.7%で最も多く、次いで「活動費以外に民生委員に支給する備品費・交通費・通信費」の30.0%と続く。

自治体規模別にみると、自治体規模が大きいほうが「研修実施団体や外部講師に対する研修実施経費の補助」や「研修以外の会議・交流会等の開催に係る費用の補助」、「活動報告書・広報誌等の印刷・配布費用の補助」、「民生委員活動にかかる保険料の補助」などの実施割合が高い。

図表 3-2-17 自治体独自の財政支援 (MA)



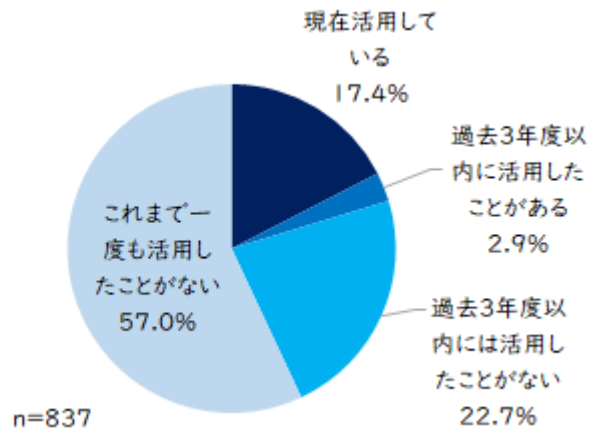
【「その他」の回答例】

- ・協議会への補助金交付
- ・事務局職員人件費
- ・研修参加に伴うバスチャーター代金と随行職員の旅費
- ・民児協運営に必要な経費等の補助
- ・パソコン購入費
- など

④ 国の補助金等の活用

民生委員活動に係る取組のために、国の補助金等を活用しているか聞いたところ、「これまで一度も活用したことがない」が57.0%で最も多く、「現在活用している」は17.4%だった。

図表 3-2-18 国の補助金等の活用 (SA)



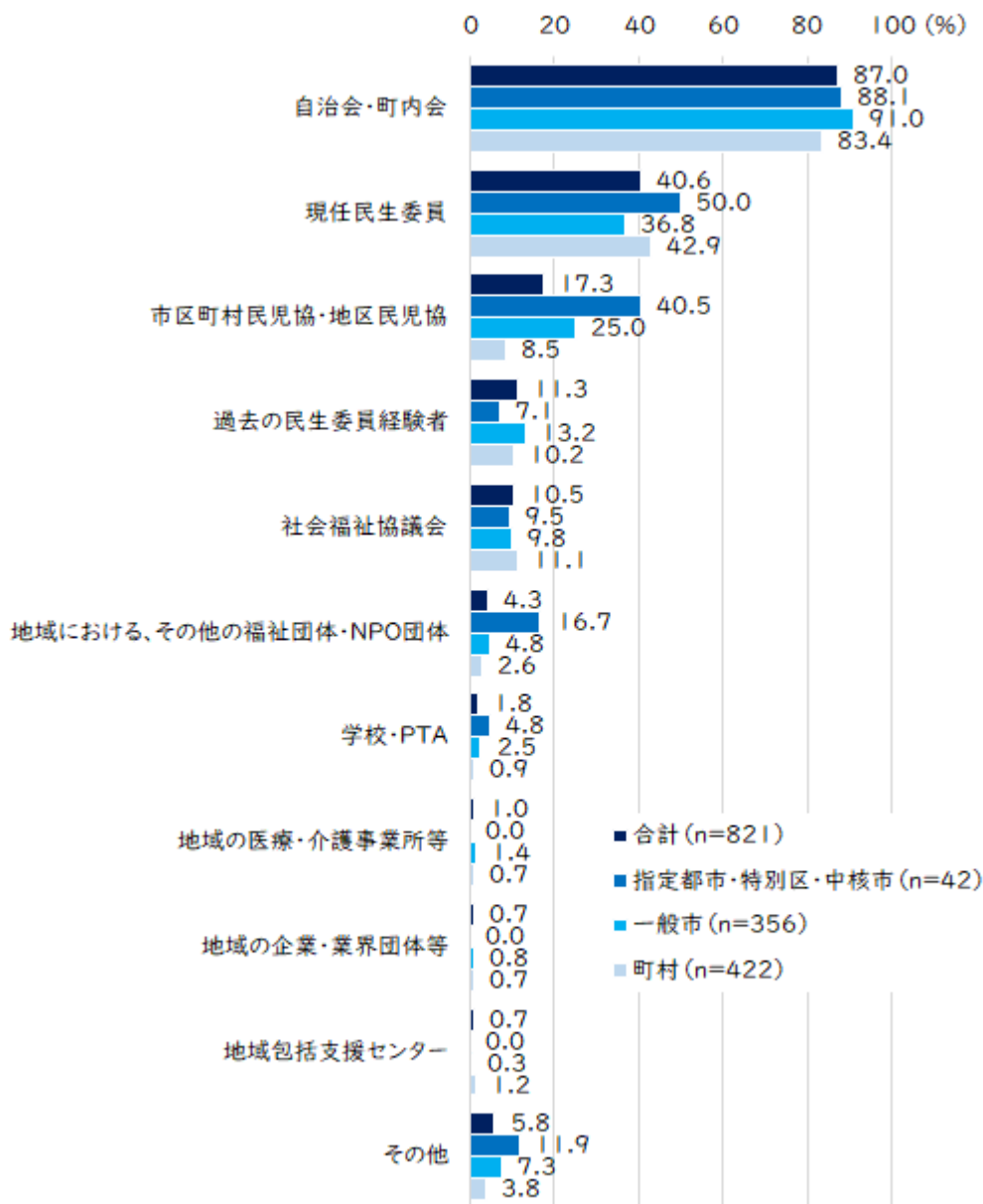
(5) 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保

① 推薦を受けた母体

令和7年12月の一斉改選において推薦を受けた推薦母体としては、「自治会・町内会」が87.0%で最も多く、次いで「現任民生委員」の40.6%、「市区町村民児協・地区民児協」の17.3%と続いている。

自治体規模別にみると、自治体規模が大きいほうが「市区町村民児協・地区民児協」や「地域における、その他の福祉団体・NPO団体」の割合が高い。

図表 3-2-19 推薦母体 (MA)



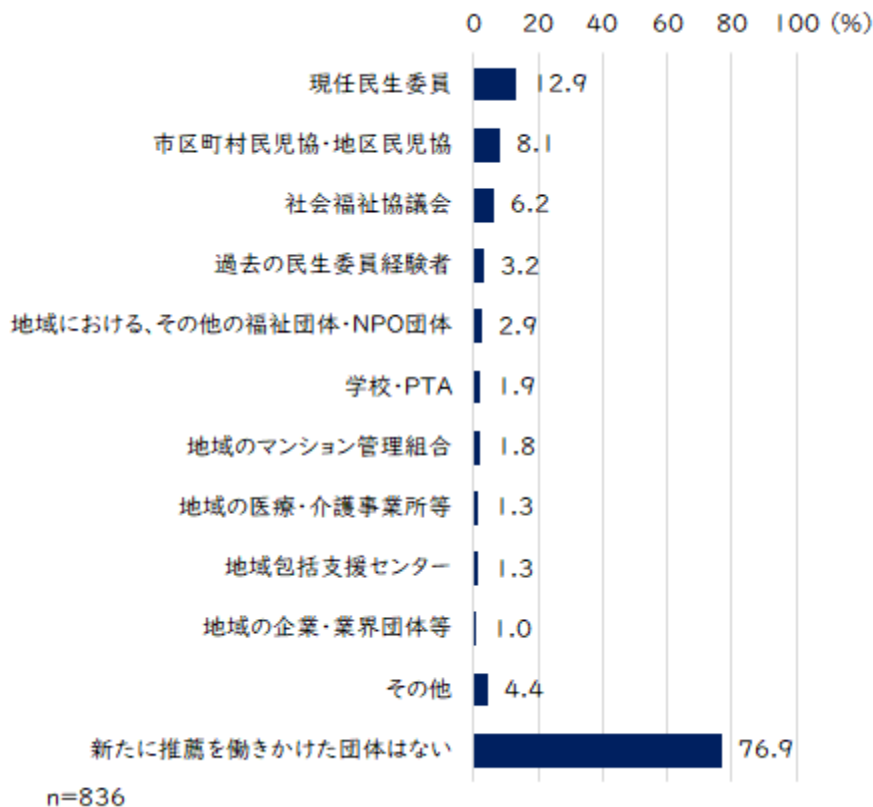
【「その他」の回答例】

- ・事務局が探す
- ・議会議員
- ・推薦準備会
- ・教育委員会
- ・マンション管理組合
- ・シルバー人材センター
- ・行政職員、行政 OB
- ・地区コミュニティ協議会
- ・地区公民館
- ・本人による自薦
- ・行政の各支所長
- ・各地区の住民 など

② 新たに推薦を働きかけた団体

今回の一斉改選において、新たに民生委員候補の推薦を働きかけた団体は、「新たに推薦を働きかけた団体はない」と回答した自治体（76.9%）が4分の3を占めた。新たに働きかけた団体のなかでは、「現任民生委員」（12.9%）や「市区町村民児協・地区民児協」（8.1%）、「社会福祉協議会」（6.2%）などが比較的多い。

図表 3-2-20 新たに推薦を働きかけた団体（MA）



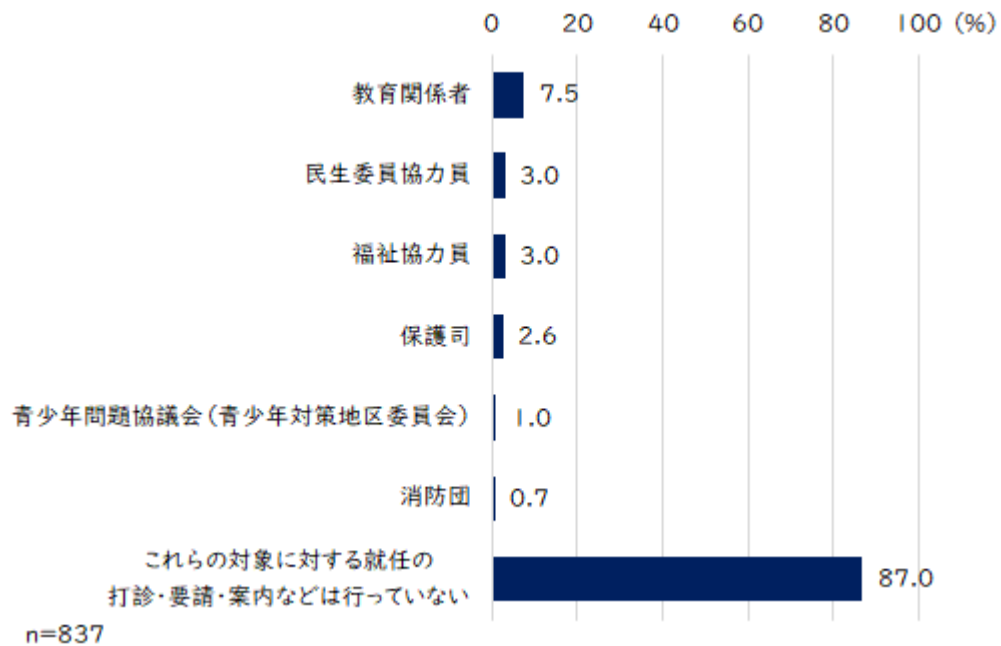
【「その他」の回答例】

- ・退職予定の行政職員
- ・集落支援員
- ・ボランティア団体
- ・区長会
- ・退職教職員組合
- ・地域のサークル等
- ・青少年育成協議会
- ・統計調査員
- ・体育振興会
- ・まちづくり協議会
- ・行政 OB
- ・児童館の館長
- ・地域コミュニティ協議会
- ・教員 OB 会、警察 OB 会
- ・地元議員
- ・高齢者交流施設の館長 など

③ 民生委員への就任打診

民生委員への就任を打診・要請・案内などを行っている対象として、比較的多かったのは「教育関係者」(7.5%)であった。

図表 3-2-21 民生委員への就任打診先 (MA)



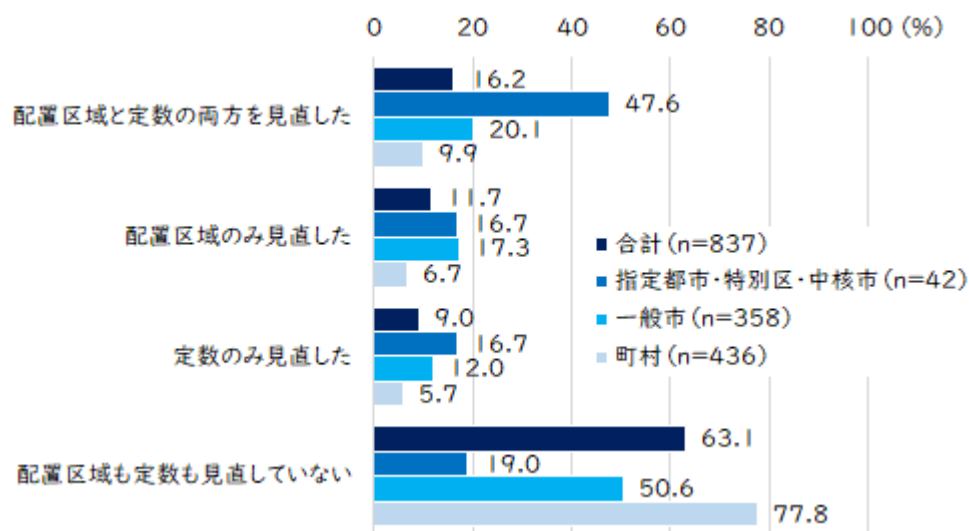
(6) 配置区域や定数設置に関する工夫

① 配置区域や定数の見直し

令和7年12月の一斉改選に向けて、配置区域や定数の見直しを行ったか聞いたところ、「配置区域と定数の両方を見直した」は16.2%、「配置区域のみ見直した」は11.7%、「定数のみ見直した」は9.0%、「配置区域も定数も見直していない」は63.1%であった。

自治体規模別にみると、自治体規模が大きいほうが「配置区域と定数の両方を見直した」や「定数のみ見直した」の割合が高い。一方、自治体規模が小さいほど「配置区域も定数も見直していない」の割合が高い。

図表 3-2-22 配置区域や定数の見直し (SA)

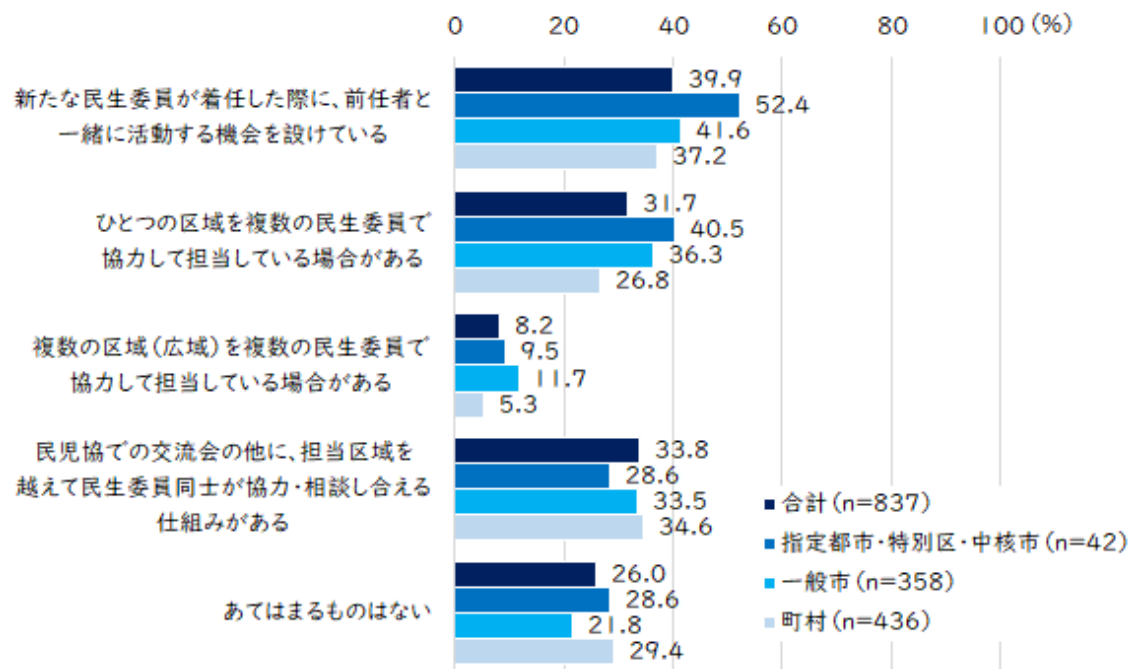


② 民生委員活動の方法

民生委員活動の方法について、「新たな民生委員が着任した際に、前任者と一緒に活動する機会を設けている」が39.9%で最も多く、次いで「民児協での交流会の他に、担当区域を越えて民生委員同士が協力・相談し合える仕組みがある」の33.8%と続く。

自治体規模別にみると、自治体規模が大きくなるほど「新たな民生委員が着任した際に、前任者と一緒に活動する機会を設けている」と「ひとつの区域を複数の民生委員で協力して担当している場合がある」の割合が高くなる。

図表 3-2-23 民生委員活動のやり方 (MA)

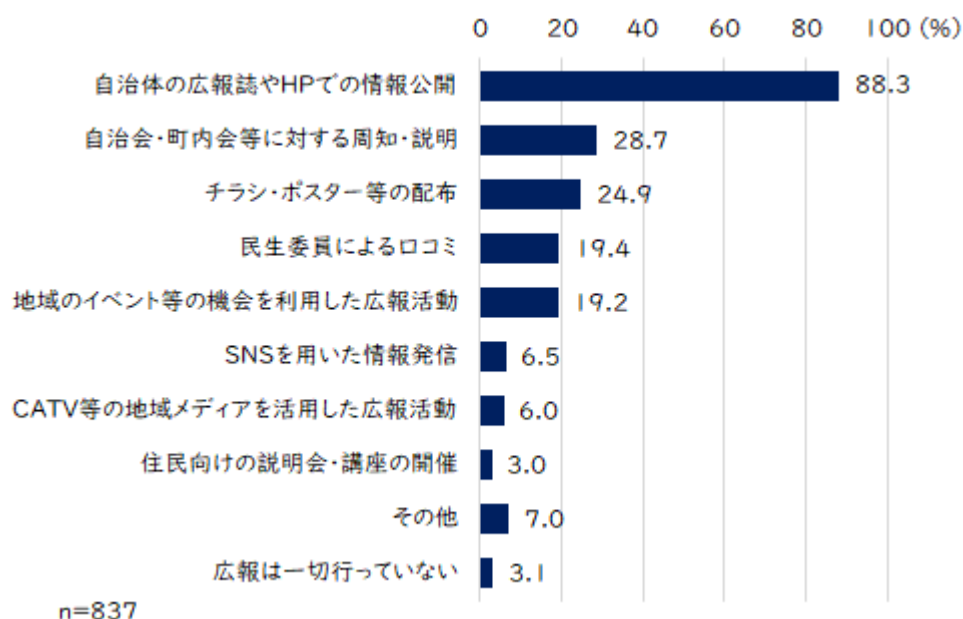


(7) 民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動

① 民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動

広報活動としては「自治体の広報誌やHPでの情報公開」が88.3%で最も多く、次いで「自治会・町内会等に対する周知・説明」の28.7%、「チラシ・ポスター等の配布」の24.9%と続く。

図表 3-2-24 実施している広報活動 (MA)



【「その他」の回答例】

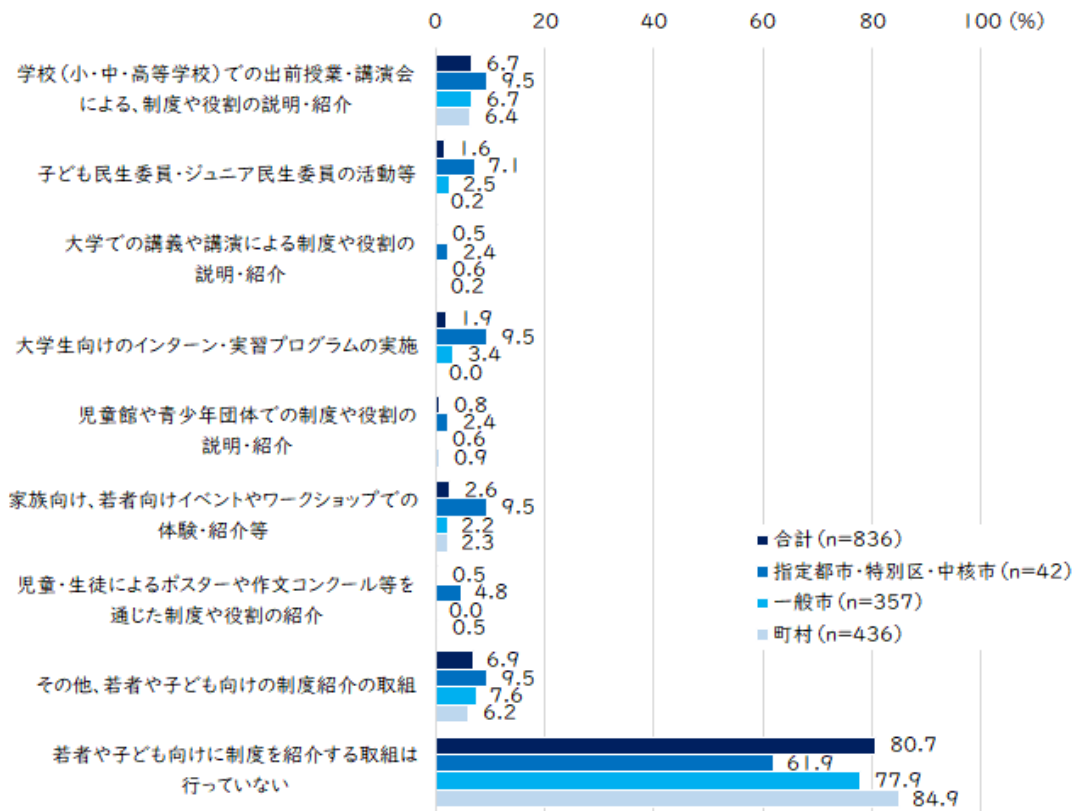
- ・自治会長との懇談会
 - ・学区別懇談会
 - ・社協広報誌での情報発信
 - ・民児協作成の広報誌
 - ・店舗等での啓発活動
 - ・民生委員ベストを作ってPR
 - ・役場ロビーでの映像や展示
 - ・地元ラジオでの広報
 - ・回覧板
 - ・学校訪問時にPR
- など

② 若者や子ども向けの民生委員制度の紹介等の取組

若者や子ども向けの紹介等の取組については、「若者や子ども向けに制度を紹介する取組は行っていない」が80.7%を占める。取組を行っているなかでは、「学校（小・中・高等学校）での出前授業・講演会による、制度や役割の説明・紹介」が6.7%で比較的多かった。

自治体規模別にみると、「子ども民生委員・ジュニア民生委員の活動等」や「大学生向けのインターン・実習プログラムの実施」、「家族向け、若者向けイベントやワークショップでの体験・紹介等」は、自治体規模が大きいほど取り組んでいる割合が高くなる。

図表 3-2-25 若者・子ども向けの周知活動 (MA)



【「その他」の回答例】

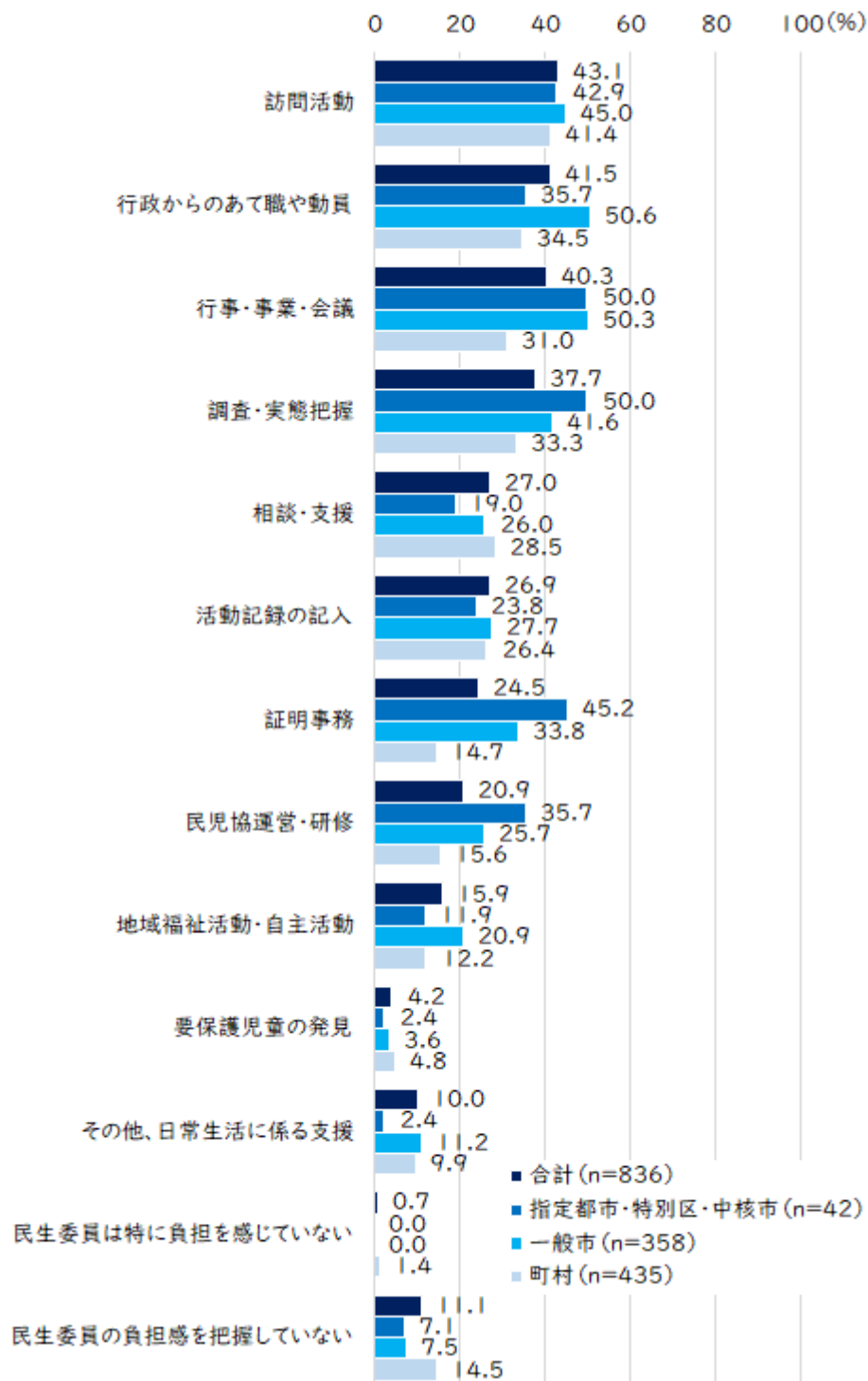
- ・子ども向けリーフレットを小・中学校へ配布
 - ・看護学校での講演
 - ・小学校のあいさつ運動
 - ・地区児童会、生徒会への参加
 - ・保育所や児童館のイベントへの参加による制度紹介
 - ・セカンドブック事業（民生児童委員の1歳児宅訪問）
 - ・PTA等との交流会を実施
 - ・大学生を対象とした協力員制度の実施
 - ・社協が行う福祉教育にて、子どもたちと委員の交流や活動紹介を行う
 - ・保護者向けにチラシ等配布
 - ・市民まつり等での啓発
 - ・成人式でオリジナルのPRチラシを配布
 - ・小中学校校長会での周知依頼
 - ・大学との連携事業の一環で協力を行っている
 - ・中高生を対象にイベントを実施
 - ・各学校に担当地区の民生委員の顔写真を掲載したポスターを掲示
 - ・働く世代、子育て世代向けリーフレットを作成し、市内理美容室へ配布
 - ・高校生に民生児童委員活動を体験してもらいYouTubeへ動画を投稿
- など

② 民生委員が負担と感じていること

民生委員が特に負担であると感じていることについては、「訪問活動」が43.1%で最も多く、次いで「行政からのあて職や動員」の41.5%、「行事・事業・会議」の40.3%と続く。

自治体規模別にみると、自治体規模が大きいほど「調査・実態把握」や「証明事務」、「民児協運営・研修」の割合が高くなり、規模が小さいほど「相談・支援」の割合が高くなる。

図表 3-2-27 民生委員の負担感 (MA)

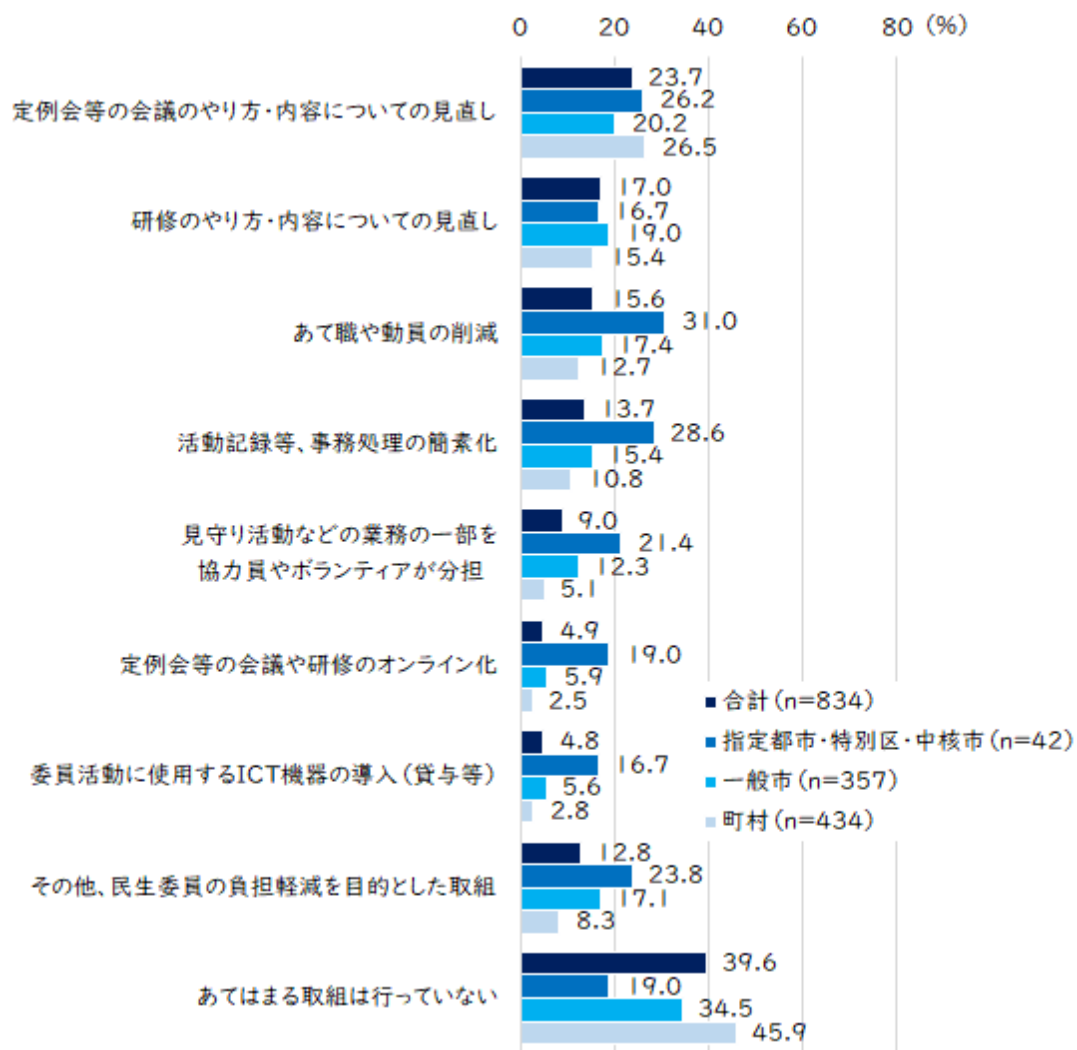


③ 民生委員の負担軽減等に関する取組

民生委員の負担軽減等に関して実施している取組としては、「定例会等の会議のやり方・内容についての見直し」が23.7%で最も多く、次いで「研修のやり方・内容についての見直し」の17.0%と続く。

自治体規模別にみると、自治体規模が大きくなるほど「あて職や動員の削減」や「活動記録等、事務処理の簡素化」、「見守り活動などの業務の一部を協力員やボランティアが負担」、「定例会等の会議や研修のオンライン化」、「委員活動に使用するICT機器の導入（貸与等）」の割合が高くなる。

図表 3-2-28 民生委員の負担軽減等に関する取組（MA）



【「その他」の回答例】

- ・地区2人体制
- ・各課証明事務の見直し、削減
- ・活動記録提出のオンライン化
- ・あて職の分散化

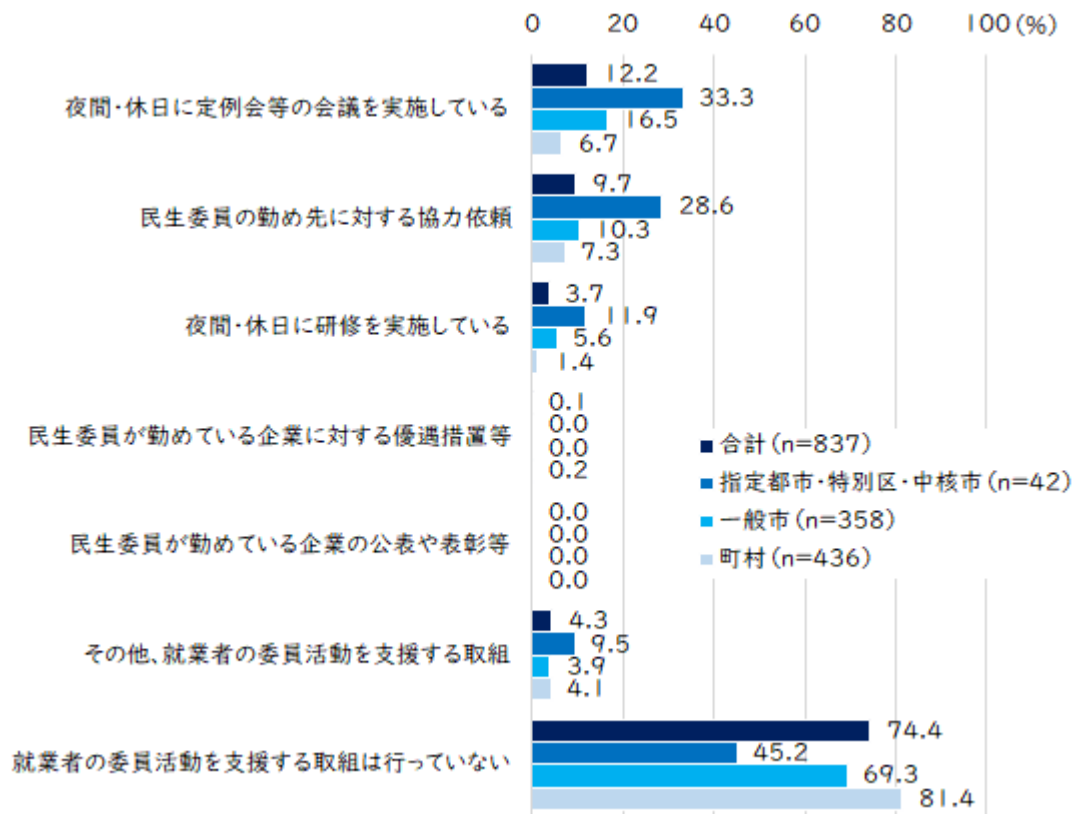
- ・地域毎の見守り対象基準の見直し
- ・見守り対象年齢の引き上げ（65歳→75歳）
- ・コールセンターからの架電による安否確認による民生委員の負担軽減
- ・名簿をもとにした戸別訪問を推奨しないこと、無理をしないこと（出来る範囲で出来ることを行う）を伝え、心理的な負担感を軽減している
- ・年末訪問における記念品の廃止、敬老祝い金の振り込み化（民生委員による手渡しの廃止）
- ・提出書類の電子化
- ・民生委員専用連絡ツールの導入
- ・LINEを活用した情報共有の円滑化
- ・引継マニュアルの作成・配布
- ・Q & A集の作成
- ・定例会と研修を同日開催
- ・欠員地区など関連機関からの要請について民生委員以外での対応依頼をしている
- ・民生委員協力員制度の導入
- ・集落支援員との情報交換 など

（9）就業と委員活動の両立を支援するための環境整備

就業者が民生委員として活動するための支援等は、「取組は行っていない」が74.4%と4分の3を占める。支援を行っているなかでは、「夜間・休日に定例会等の会議を実施している」が12.2%で最も多く、次いで「民生委員の勤め先に対する協力依頼」の9.7%と続く。

自治体規模別にみると、自治体規模が大きいほど「夜間・休日に定例会等の会議を実施している」や「民生委員の勤め先に対する協力依頼」、「夜間・休日に研修を実施している」の割合が高くなる。

図表 3-2-29 就業者が民生委員として活動するための支援（MA）



【「その他」の回答例】

- ・活動が難しい地区へのフォロー等
- ・定例会などに出席困難な場合は、隣接区域の民生委員が会議資料を届けるなど、個別の状況に応じて負担軽減をおこなっている
- ・企業への礼状の送付
- ・定例会の動画配信
- ・会議や研修日程の集約（1日で終える）
- ・会議回数等の削減
- ・定例会参加を強制しない
- ・オンライン定例会、会議
- ・研修をオンデマンド配信
- ・自身の地区の定例会に参加できない場合は、他地区の定例会に振替可能
- ・定例会開催日を毎月第2木曜とし、就業者の休暇調整が可能なように配慮
- ・商工会議所の所属企業・団体に、社員が民生委員になった際配慮をお願いするチラシを配布 など

(10) 市区町村向けアンケート調査から得られた示唆

本調査結果における民生委員像（R7年12月一斉改選後）

- 男性 40.5%、女性 59.5%。
- 年代は 60 代以上が 86.8%（50 代以下は 13.2%、60 代は 44.2%、70 代以上は 42.6%）。
- 就業状況の構成は、「無職」が 46.1%、それ以外の 53.9%の民生委員が何らかの職に就いており、多かったのは「パートタイム被雇用者」（17.7%）。
- 「公務員」や「教育保育職」、「社会福祉職」に就いている民生委員、あるいは過去に就いていた民生委員の人数が比較的多い。有資格者は、「教育・保育系資格（教員免許、保育士等）」が平均 4.6 人で比較的多い。

● 民生委員の担い手確保に向けた取組

- ・ 民生委員の担い手確保に関して、「民生委員に対する研修の実施」（67.9%）や「民生委員に対する表彰事業・感謝状の授与等の実施」（53.8%）などが多い。これらは、自治体規模が大きいほど取り組んでいる割合が高い。
- ・ 民生委員推薦会の構成メンバーは、「現任民生委員」（93.4%）が最も多く、次いで「市区町村職員」や「社会福祉団体の代表者」、「教育関係者」が続く。自治体規模が大きいほど多様なメンバーで構成されており、一般市や町村では「市区町村職員」や「町内会・自治会等の代表者」の割合が高い。
- ・ 早期退任の理由は、「健康上の理由」（51.9%）が最も多く、次いで「その他、個人的事情」の 28.9%、「その他、家庭の事情（介護・子育て等）」の 22.7%などが多い。
- ・ 市区町村社協とは「定例会議や交流会の開催」（53.0%）や「要支援者の情報提供・共有」（43.0%）、「見守り活動」（33.6%）等において連携して取り組んでいる。
- ・ 公務員に対する民生委員就任の案内は、「行っていない」が 85.9%を占める。

● 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援

- ・ 民生委員（会長等の役職者を除く）の「活動に要した実費の弁償として支払われている金額」について、令和7年度に支給している民生委員一人あたりの総額（年額）は、平均 73,270 円だった（指定都市・特別区・中核市 98,252 円、一般市 72,014 円、町村 71,748 円）。
- ・ 活動費等の改定時期は、「令和2年度以降は改訂していない」が 66.1%で最も多い。改定した場合の根拠として、「他市町村の支給状況」、「物価高騰指数、物価上昇率」、「現役民生委員への活動費（ガソリン代や電話代等）の聞取り」などが挙げられ、各種調査結果や参考となる関連指標など、独自の判断基準を用いて改定額を決定していることがわかった。

- ・ 自治体独自の財政支援は、「民生委員に対する研修参加費の補助」(46.7%)や「活動費以外に民生委員に支給する備品費・交通費・通信費」(30.0%)などが多い。

● 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保

- ・ 推薦を受けた推薦母体(R7年12月の一斉改選)としては、「自治会・町内会」(87.0%)や「現任民生委員」(40.6%)、「市区町村民児協・地区民児協」(17.3%)などが多い。推薦のプロセスにおいて、地域福祉や介護・高齢者福祉に関連する「地域の医療・介護事業所等」(1.0%)や「地域包括支援センター」(0.7%)はほぼ関与しておらず、これらの関連機関・団体との協力体制の構築が課題である。
- ・ 今回の一斉改選で「新たに推薦を働きかけた団体はない」(76.9%)が4分の3を占めた。また、民生委員と親和性が高いと考えられる教育関係者や民生委員協力員、福祉協力員、保護司などに対し、民生委員への就任を「打診・要請・案内などは行っていない」が87.0%を占めた。

● 配置区域や定数設置に関する工夫

- ・ R7年12月の一斉改選に向けて、「配置区域と定数の両方を見直した」は16.2%、「配置区域も定数も見直していない」は63.1%だった。自治体規模が小さいほど「配置区域も定数も見直していない」の割合が高い。
- ・ 活動の実態について「新たな民生委員が着任した際に、前任者と一緒に活動する機会を設けている」(39.9%)が最も多く、新任委員の活動へのスムーズな移行、心理的負担の軽減等に配慮しているといえる。自治体規模が大きいほど「新たな民生委員が着任した際に、前任者と一緒に活動する機会を設けている」と「ひとつの区域を複数の民生委員で協力して担当している場合がある」の割合が高く、新任委員の負担軽減やチーム支援に取り組んでいる。

● 民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動

- ・ 広報活動としては「自治体の広報誌やHPでの情報公開」(88.3%)が最も多く、そのほか「自治会・町内会等に対する周知・説明」(28.7%)や「チラシ・ポスター等の配布」(24.9%)などが挙げられた。
- ・ 若者や子ども向けの紹介等の取組は、「行っていない」が80.7%を占めた。今後は、若者や子どもに対する広報活動の推進、またそれを通じた親世代に対する認知拡大が課題である。取組を行っているなかでは、「学校(小・中・高等学校)での出前授業・講演会による、制度や役割の説明・紹介」(6.7%)が比較的多かった。自治体規模が大きいほど、「子ども民生委員・ジュニア民生委員の活動等」や「大学生向けのインターン・実習プログラムの実施」、「家族向け、若者向けイベントやワークショップでの体験・紹介等」に取り組んでいる割合が高くなる。

● 民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策

- ・ 民生委員の業務範囲の整理の取組は、「民生委員に対する担当世帯に関する情報（名簿等）の提供ルールの明確化」（45.6%）が最も多い。「業務範囲の整理は行っていない」は34.7%だった。
- ・ 民生委員が負担に感じていることは、「訪問活動」（43.1%）が最も多く、次いで「行政からのあて職や動員」（41.5%）や「行事・事業・会議」（40.3%）と続く。自治体規模が大きいほど「調査・実態把握」や「証明事務」、「民児協運営・研修」の割合が高くなる。令和5年度社会福祉推進事業「民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究」において実施した民生委員等に対するアンケート調査でも、最も負担に感じる業務として「訪問活動」と「行事・事業・会議への参加協力」が多く挙げられていた。見知らぬ世帯への訪問や訪問拒否など、訪問活動は対人活動であり、心理的にも負担となっていることが推測される。またいわゆる「あて職」、行事や会議への頻回の出席なども負担としてあり、それらへの対策が求められる。
- ・ 自治体による民生委員の負担軽減への取組としては、「定例会等の会議のやり方・内容についての見直し」（23.7%）や「研修のやり方・内容についての見直し」（17.0%）などが挙げられている。自治体規模が大きいほど、「あて職や動員の削減」や「活動記録等、事務処理の簡素化」、「見守り活動などの業務の一部を協力員やボランティアが負担」、「定例会等の会議や研修のオンライン化」、「委員活動に使用する ICT 機器の導入（貸与等）」の割合が高くなる。

● 就業と委員活動の両立を支援する環境整備

- ・ 「就業者の委員活動を支援する取組は行っていない」（74.4%）が4分の3を占める。「夜間・休日に定例会等の会議を実施している」（12.2%）や「民生委員の勤め先に対する協力依頼」（9.7%）などが比較的多いものの、取組率は1割程度にとどまる。民生委員のすそ野拡大、担い手確保に向けては、就業者でも民生委員として活動できるようにする必要があるが、そのための環境整備が進んでいないことが明らかとなった。

(11) 市区町村別充足率と早期退任率（1期以内での退任率）に関する分析

市区町村向けアンケート調査のデータを用いて、市区町村におけるどのような取組が、民生委員制度が持続可能なものとなるために重要であるのかについての示唆を得るための分析を行った。具体的には、民生委員制度の持続可能性を測るための指標として、現在どれだけの担い手が確保できているのかを示す「充足率」と、一度委嘱された人が継続して委員の任を担うことができているのかを表す「早期退任率」（1期以内での退任率を用いており、低いほど継続して委員を担うことができている状況にあることを意味する）を被説明変数とした重回帰分析を行った。

説明変数は、問2.民生委員の担い手確保に向けた取組の（1）にある自治体の取組から「推薦準備会の設置」、「民生委員に対する研修の実施」など6項目について、該当する取組を実施している場合に1、そうでない場合に0となるダミー変数にして投入している。このほかにも同様に、同（5）公務員の（定年）退職者や現役職員に対する民生委員就任を促す取組、問4.多様な推薦母体の開拓・確保における（3）のうち「民生委員協力員」、「福祉協力員」、「保護司」、「教育関係者」に対する民生委員への就任打診等の取組、問5.配置区域や定数設置に関する工夫の（1）（2）で質問している、配置区域や定数の見直し状況とチーム制等に関する活動の工夫、問7.民生委員の業務範囲の整理や負担軽減策に関する（1）（3）で質問されている各取組、問8.就業との両立に関する（1）で質問されている取組について、それぞれダミー変数化して投入している。

また、外装変数として令和7年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査から、高齢化率（人口に占める65歳以上の人の割合）と人口密度を取得して投入するとともに、厚生労働省ホームページから令和7年度の重層的支援体制整備事業の実施（予定）市町村を得て、重層的支援体制整備事業を実施している（予定）市町村を1、そうでない場合を0とするダミー変数を作成して投入している。

説明変数の詳細は、分析結果を示す下表と、別途資料編に掲載している調査票（市町村向け）を参照されたい。

分析の結果、充足率に対する有意な正の関連が見られたのは、問2.（1）にある「推薦準備会の設置」と問8.（1）の「民生委員の勤め先に対する協力依頼」を行っていることであった。また、民生委員の活動にも関わる施策との関連性という観点では、重層的支援体制整備事業を令和7年度に取り組んでいる自治体では、そうでない自治体に比べて充足率が高いという明確な傾向が確認された。推薦準備会との関連からは、推薦準備会を設置して機能させることによって、候補者の推薦がスムーズに進むことが示唆される。そして、就業している委員が増加している昨今、勤め先への民生委員活動への協力依頼を行うことで、仕事と民生委員活動の両立を図りやすくなることが示唆されている。さらに、重層的支援体制整備事業によって、包括的な支援体制を整え、地域福祉の向上に努めることは、民生委員活動と

いう重層の考え方と同様に対象を限定しない福祉的活動と非常に相性がよく、両取組を連携させることで相乗効果が生まれ得ることを示唆するものである。

一方で、早期退任率について有意な負の関連が見られたのは、問2（5）にある「定年退職者（公務員）に対して案内（民生委員への就任を促すもの）している」ことと、問4（3）の「民生委員協力員」に対して民生委員への就任を打診・要請・案内していることであった。これらはともに、地域のことや民生委員活動のことを、ある程度理解していることが予想される対象に対する働きかけであると理解できる。つまり、民生委員制度や実際の活動、地域社会のことを理解している人に民生委員に就任してもらうことで、「聞いていた話と違う」、「思っていたよりも大変だった」といった、イメージと実態のズレに起因するような早期退任を防ぐ効果があるのではないかと考えられる。

また、充足率と早期退任率の規定要因（強い関連が見られる取組や地域の特徴）が全く異なっているという点については、充足率の向上と早期退任率の抑制に対する有効なアプローチが全く異なる可能性が示唆されているといえる。

表. 充足率と早期退任率の規定要因

変数	充足率			早期退任率		
	係数	標準誤差	t値	係数	標準誤差	t値
切片	94.997	1.646	57.72**	0.162	0.035	4.62**
推薦準備会の設置	1.442	0.667	2.16*	-0.010	0.014	-0.71
民生委員に対する研修の実施	0.718	0.620	1.16	0.027	0.013	2.05*
民生委員のサポート相談	0.070	0.621	0.11	-0.014	0.013	-1.03
独自の表彰事業	-1.844	0.578	-3.19**	-0.007	0.012	-0.58
協力員制度等活用	-2.648	0.875	-3.03**	0.014	0.019	0.77
民生委員公募	-5.113	1.088	-4.70**	-0.022	0.023	-0.93
定年退職公務員に案内	-3.820	0.940	-4.07**	-0.061	0.02	-3.06**
現役公務員に案内	-1.419	2.042	-0.69	-0.028	0.043	-0.64
定年以外の退職公務員に案内	-6.293	1.634	-3.85**	-0.031	0.035	-0.86
民生委員協力員への打診	0.769	1.674	0.46	-0.070	0.036	-1.97*
福祉協力員への打診	0.389	1.677	0.23	-0.042	0.036	-1.14
保護司への打診	-2.351	1.817	-1.29	-0.068	0.038	-1.78
教育関係者への打診	-0.898	1.101	-0.82	0.018	0.023	0.78
配置区域と定数見直し	-0.379	0.793	-0.48	-0.007	0.017	-0.40
配置区域のみ見直し	-0.230	0.880	-0.26	-0.009	0.019	-0.47
定数のみ見直し	-1.177	0.988	-1.19	-0.007	0.021	-0.33
新人が前任者と一緒に活動	0.187	0.575	0.32	0.016	0.012	1.28
1区域複数担当	-0.430	0.619	-0.69	0.035	0.013	2.66**
広域複数担当	-2.697	1.033	-2.61**	-0.034	0.022	-1.56
民生委員同士の協力相談	0.635	0.591	1.07	-0.016	0.013	-1.29
情報提供ルール明確化	0.824	0.571	1.44	-0.013	0.012	-1.10
役割分担見直し	0.088	0.800	0.11	0.024	0.017	1.38
見守り基準明確化	0.150	0.752	0.20	-0.005	0.016	-0.33
災害時対応整理	0.131	0.648	0.20	0.009	0.014	0.63
定例会議等オンライン	-0.423	1.309	-0.32	-0.016	0.028	-0.58
活動記録等簡素化	-0.301	0.829	-0.36	-0.005	0.018	-0.30
一部協力員ボランティア分担	1.736	1.057	1.64	0.008	0.023	0.38
あて職削減	1.272	0.773	1.65	0.035	0.017	2.09*
ICT機器導入	-2.702	1.338	-2.02*	0.003	0.029	0.11
定例会議等見直し	-0.252	0.684	-0.37	-0.003	0.015	-0.18
研修等見直し	0.797	0.781	1.02	0.033	0.017	1.98*
夜間休日の定例会議	-1.410	0.870	-1.62	-0.030	0.019	-1.60
夜間休日の研修	2.872	1.501	1.91	0.052	0.032	1.64
勤め先に協力依頼	2.139	0.942	2.27*	0.028	0.02	1.41
勤め先の優遇措置	2.913	7.952	0.37	-0.102	0.167	-0.61
高齢化率	-4.927	4.061	-1.21	-0.059	0.086	-0.68
人口密度	0.000	0.000	0.99	0.000	0.000	-0.49
重層実施ダミー	2.717	0.644	4.22**	0.004	0.014	0.27
決定係数/サンプル数	R ² =0.203 N=850			R ² =0.082 N=826		

注) *は5%水準で、**は1%水準で有意な結果であることを参考までに示している

第4章 検討課題に関する対応の方向性

民生委員の担い手不足の解消に向けた検討課題について、検討委員会において現状を確認するとともに、今後の対応の方向性について検討した。

検討課題の中でも、短期的に対応可能（法改正ではなく、予算要求や通知改正で対応可能）と考えられるもの、中長期的に継続して検討していく必要があるものという観点から、検討課題を整理した。そして、特に短期的に対応可能なものを本検討委員会において優先的に取り上げるべき検討課題（「配置区域、定数設定」、「民生委員・児童委員の業務範囲と負担軽減」、「就業と委員活動の両立を支援する社会的な環境整備」）として検討を進めた。

なお、本章で示す対応の方向性は、民生委員個人の努力や献身に依拠するものではなく、国および地方自治体をはじめ民児協等が環境を整えていくことを前提としたものである。

優先順位が高い検討課題①

1 配置区域や定数設定

（1）チーム制（チーム支援）の導入・標準化

- 民生委員が一人で一区域を担当する仕組みは、活動負担が個人に集中しやすく、支援が属人化するという課題がある。また、委員の不在時に見守り機能が弱まる可能性や、福祉課題の多様化に一人に対応する難しさもある。本調査研究事業の一環として実施した市区町村向けアンケート調査からも、民生委員の負担となっているものに訪問活動が挙げられるなど、一区域を一人で担う責任の重さが、心理的な負担や精神的なプレッシャーになっていることが推察される。
- 東京都においては、一人一区域の「区域」を取り払って、複数人で拡大した地域を担当する複数担当地域制（チーム制、班体制）を導入している地域もある。実際、同アンケート調査でも、「ひとつの区域を複数の民生委員で協力して担当している場合がある」基礎自治体は31.7%であり、自治体規模が大きくなるほど、その割合が高くなる。このことは、民生委員のニーズや活動実態に対する対策として、現実としてチーム制が導入されつつあるといえる。そこで、地域に密着した「顔の見える関係」の良さを活かしつつ、精神的負担の軽減等を目的として、複数の民生委員で区域を担当する「チーム制（チーム支援）」の導入を進めるべきである。
- 民生委員もチームとして広域のエリア（例えば、担当区域と隣接する区域なども含んだエリア）を受け持つという発想もあり、それが民生委員一人ひとりの負担感やプレッシャーの解消、あるいは災害等の有事の対応のリスクヘッジにつながるのであれば、積極的に導入を進めるべきである。
- また、同アンケート調査において、「新たな民生委員が着任した際に、前任者と一緒に

活動する機会を設けている」(39.9%)が4割の基礎自治体で実施されているように、守秘義務に留意しつつ、**新任委員と前任者との共同活動や複数人による同一区域の担当など、組織的な「チーム支援」の体制構築を進めるべきである。**訪問活動への負担感を軽減するためにも、「個人完結型」の活動から「チーム支援型」の活動への移行を本格的に進めるべきである。

- なお、チーム制（チーム支援）の取組が、実際に現場の民生委員の負担軽減や新たな担い手の確保、充足率の維持等に対し、どの程度の効果を与えているのか検証していくことも必要である。チーム制（チーム支援）の有効性が確認できれば、そのエビデンスをもって、全国各地の基礎自治体等に対して、民生委員の負担軽減にとって有効な標準的なモデルとして伝播することができる。
- このようなチーム制（チーム支援）については、各自治体の独自判断に委ねるだけでなく、国が民生委員活動の標準的なあり方の一つとして明確に位置づけ、導入を後押しすることが重要である。

（2）民生委員活動の負担や地域特性を加味した定数算定方法の検討

- 民生委員の配置区域・定数は、「世帯数」を基準に設定されている。しかし、高齢化率や一人暮らし高齢者世帯、生活困窮世帯の増加など、地域の福祉ニーズが十分に反映されず、同じ世帯数でも地域によって負担が異なること、また担い手不足により定数が満たされない地域も増えており、委員一人あたりの負担が大きくなっていることなど、現行の配置基準に対する課題も浮き彫りとなっている。
- 現行の国の参酌基準を基礎づける「世帯数」は極めて明確な基準であるが、民生委員の実際の活動と照らし合わせると、地域の实情や活動の負担を加味した算定基準を国が検討・検証し、適切な定数算定ができるような仕組みを構築すべきである。実際、本調査研究事業の一環として実施した都道府県向けアンケート調査においても、都道府県の8割以上が「民生委員法における『厚生労働大臣が認める参酌基準』から外れた配置区域や定数の設定」(85.3%)を市区町村に対して認めている。
- 民生委員の活動負担を表す指標として、高齢化率や一人暮らし高齢者世帯、被保護世帯、ひとり親世帯等の福祉ニーズの高い世帯の状況、あるいは活動を行う面積や移動距離などが挙げられる。それらの指標とともに、地域包括支援センターの運営状況や福祉サービスの整備状況なども含め、民生委員の活動負担と地域特性や地域事情を踏まえた多角的な切り口から、既存の算定基準を改定することが必要である。例えば、それらを組み合わせてポイント制にするなど、総合的に勘案する仕組みが考えられないか、今後も引き続き検討が必要である。
- なお、改定した算定基準を用いたとしても、定数設定については、地域の实情や地域福祉の将来像を踏まえて基礎自治体が主体的に検討することが前提となる。各区域の実

態とニーズに基づいて、基礎自治体が各区域と定数について協議し、最終的に基礎自治体と都道府県とで協議して決定する流れとすることが重要である。

- また、主任児童委員の定数についても同様に、現在は単位民児協の規模に応じた一律の参酌基準となっているが、児童・生徒数や学校数が多い地域においては、既存の枠にとられず、主任児童委員の負担や地域特性、教育にまつわる課題の多さなどに応じて、定数を柔軟に変更できるよう国が検討し、仕組みを構築すべきである。

優先順位が高い検討課題②

2 民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策

(1) 民生委員の本来的な役割・業務の整理と周知・徹底

- まず、新任委員にとっては、前任者から活動内容の引継ぎを受けたとしても、民生委員活動の実際が分からないケースも往々にしてある。そこで、1期目のスタート段階で民生委員の役割や活動範囲が明確に把握できるような仕組みが必要である。先述のとおり、守秘義務に留意しつつ前任者と新任委員、先輩委員と新任委員が共同で活動にあたることで、新任委員の心理的負担を軽減することも一つの方法である。しかし、その前に個々の民生委員の判断に委ねるのではなく国が一定の共通認識を示し、民生委員活動の「ハンドブック」などの資料を用いて、まずは「何を、どこまで」すべきなのか、民生委員の業務範囲や役割を明確に伝え、それを新任委員が理解し、安心して民生委員活動を行えるようにする必要がある。
- その前提として、民生委員の業務範囲や役割を改めて整理する必要がある。民生委員が「何でも屋」として課題を抱え込まざるを得ない現状を改めるため、専門職へ即座になく「地域の身近な相談相手」としての役割を再定義しなければならない。本来の民生委員活動の核心は、「気づく」「つなぐ」「見守る」という3点に集約される。地域住民として、身近な存在として課題を早期に「発見（気づく）」できること、そして専門職への相談をためらう層にとって「気軽に相談できる相手」であることこそが、民生委員の最大の強みといえる。この基本的な理念を再確認し、本来業務とそれ以外の線引きを明確に示したうえで、国から全国の各自治体等に対して周知・徹底することで、結果的に業務負担の整理・軽減につながる。
- 負担軽減には、会議の回数や会議の持ち方（日中・夜間の設定、欠席者の動画視聴など）「あて職」の解消などの視点も重要である。いわゆる「あて職」については、本来業務との関係から引き受けるべきものを選定すること、また特定の民生委員（会長等）への集中を避けて、その役割を分散することなども考えられる。即効性のある対応策として、民生委員の職務に直結しない「あて職」を見直し、それを基に作成した国のガイド

ライン等を示すことにより、基礎自治体や各民児協、民生委員の判断基準を明確にさせるべきである。

- 民生委員の業務や役割の整理に関連して、地域の関係者と連携することで、業務を補えることもある。例えば、民生委員活動の一つである「見守り活動」に関しては、その活動・機能を「人」でないもので代替する方法も考えられる。すでに郵便局や物流会社、宅配会社、新聞社等と連携協定を結んで、一人暮らし高齢者等の見守りを行っている地域もある。そのほか、長年にわたり地域に根差して活動して、地域からも信頼されている社会福祉法人も、その連携先の一つと考えられる。



→事例集(P.71)

ケースごとに“しなくてもよいこと”を含む対応策を明示(滋賀県草津市)

(2) 業務負担や精神的負担の軽減

- 民生委員の活動上の負担感には地域により差が生じている。その要因の一つは、民生委員が抱える支援の対象者にある。特に認知症高齢者やその予備軍にあたる高齢者が急速に増えており、特定の委員に過度な負担が集中しているケースもある。こうした場合、一人の委員に重責を負わず、この負担の偏りを解消するため、民児協内で困難事例や情報を共有し、委員同士で互いに助け合い、協力して活動を支える仕組みを整えるべきである。こうした仕組みを全国的に広めて共有化していくことが、負担軽減の有効な一助になると考える。
- 「つなぎ役」である民生委員にとって、どのような関係者・機関とつながっているかが、民生委員の負担感にも影響を与える。一人暮らしで最近顔を見ていない高齢者がいた場合、偶然倒れていたり、最悪亡くなってしまうケースもある。例えば、湯沢市の場合、民生委員と警察が連携しているため、その家に一緒に介入することが可能となっている。警察との連携は、民生委員の心理的な負担の軽減にも大いに貢献しているものと考えられる。
- 証明事務の簡略化など、国や自治体の努力により業務量の負担は減少傾向にあるが、一方で訪問活動等の対人活動の比重は依然として高いといえる。訪問活動は民生委員活動の核心であるが、その精神的負担も極めて大きいという矛盾を抱えている。業務の量的な負担の軽減に加え、この精神的負担をいかに軽減していくか、国および都道府県、基礎自治体が検討し、民生委員だけに困難課題を背負わせない仕組みをつくるべきである。



→事例集(P.72~73)

民生委員だけに頼らない福祉のまちづくり(埼玉県行田市)

「休日サポートセンター」の設置による休日の対応強化(三重県松阪市)

(3) デジタル化（ICTの活用）の推進と活用研修

- 民生委員へのスマートフォンやタブレット、ノートPCの配布、あるいはSNSの活用やオンライン会議の導入などの取組は、就労と民生委員活動の両立にも貢献する。
- 他方、そのようなICTにこれまで馴染のない民生委員にとっては、ハードルの高いものになり敬遠されることもある。そのような民生委員を想定して、きめ細やかなサポートも欠かせない。例えば、基礎自治体がタブレット等のICTを導入・配布する場合、後方支援をする立場にある都道府県が中心となって、民生委員を対象としたICTツールやオンラインの活用のための研修を実施するなど、市区町村と都道府県が連携して一体的に進めていくことが重要である。
- 活動記録のオンライン化は、行政側の事務効率化にもつながるものである。定例会でのオンライン活用も含め、ICTの活用研修を通じて、民生委員の不安を払拭していく取組も必要である。

優先順位が高い検討課題③

3 就業と委員活動の両立を支援するための環境整備

(1) 企業等への効果的な依頼方法

- 家族の介護や家庭の事情などにより、仕事と民生委員活動の両立ができないことを理由に退任するケースもあり、今後、若年の就労者も含めて民生委員の担い手のすそ野を広げていくためにも、企業側の理解と協力は不可欠といえる。
- 市区町村向けアンケート調査によると、「就業者の委員活動を支援する取組は行っていない」(74.4%)が回答自治体の4分の3を占め、また「民生委員の勤め先に対する協力依頼」(9.7%)は1割程度の取組率であった。つまり、就業している委員に対する自治体からの支援は、まだまだ取り組まれていないのが現状といえる。
- 民生委員および民生委員活動に関して、企業側への周知や認知が十分進んでいない状況において、民児協や民生委員が単独で企業に対してアプローチするのは困難といわざるを得ない。そこで、地元の企業のほか、商工会や青年会議所などの経済団体、ライオンズクラブやロータリークラブ等の職業団体に対しては、まずは自治体からアプローチし、理解を広めていくべきである。企業向けに協力体制を広げていくことができれば、現役世代の確保だけでなく、地域社会全体で福祉を支える機運を醸成することにもつながる。
- 宮崎県では、企業や団体に対し、民生委員および主任児童委員の活動への理解と協力を

求める依頼文書を発信することとなった。当初、県および市町村の民児協会会長名での実施を検討していたが、県の積極的な協力により知事名も連ねることとなった。知事との連名により、企業で働く方々が活動に参画しやすい環境をより強力で推進できる。

(2) 就業と委員活動を両立するモデルの深掘り、発信

- 実際には、就業しながら民生委員活動をしている民生委員は全国に存在するが、その実態は明らかではない。例えば、仕事と民生委員活動を両立している民生委員の働き方や民生委員活動の方法などのイメージ像を複数パターン化して示すことができると、社会的（特に40代、50代の就労世代）に民生委員活動の共有とその認知が進んでいくと考えられる。どのような職業・職種や働き方が民生委員活動と親和性が高いのか、具体的なケースを提示していくことが必要であり、それにより業務内容との兼ね合いで民生委員活動に対するハードルが下がる可能性も考えられる。就業と民生委員活動を両立している民生委員像がスタンダードになるには、時間を要するかもしれないが、就業と両立している民生委員活動の深掘り・発信を通じて、地道に浸透させていくことが必要である。
- 同様に、行政内においても退職者を含めた職員に向けて、民生委員の周知啓発を行っているところもあるが、公務員と民生委員活動を両立しているイメージ像を示すことができれば、各自治体に働きかけることも可能となる。
- 行政職と同様、民生委員と親和性が高いと考えられるのが社会福祉職である。地元の社会福祉法人の施設職員として働きながら民生委員を両立しているイメージ像の提示も、地域に根ざした社会福祉法人に働きかけることにもつながる。

～現任の民生委員の声（名古屋市ヒアリング調査より）～

民生委員の打診を受ける以前に、民生委員の活動について話を伺う機会がありました。そのとき、民生委員はとても素敵な活動をされているんだなという印象を持ちました。自分自身の介護福祉士としての経験も、少しは活かせるのではないかと思い、また地域の年配の方たちと交流を持ちたかったこともあり、民生委員を引き受けることにしました。

自分が高齢者に関わる仕事に携わっていることもあり、一人暮らしの高齢者の話し相手になったり、抱えている心配事などに対して、助言ができるといいなと思っています。ただ、仕事の都合上、どうしても日中の訪問活動が難しいので、無理のない範囲で活動するようにしています。

(3) 民生委員活動への協力を促す社会的な機運の醸成

- 市区町村向けアンケート調査によると、民生委員の5割以上は何らかの職に就いている。企業や職場の理解が不十分であったり、民生委員活動に対する保障が不十分であったりするため、就労者が民生委員への就任を躊躇している可能性も否定できない。
- 令和7年12月に成立・公布された改正保護司法により、高齢化と担い手不足が深刻な保護司制度の刷新が図られた。具体的には、任期を2年から3年に延長、安全確保（国の責務化・面接場所の柔軟化）、若手確保のための企業への配慮義務化（休暇や勤務時間への配慮等）が盛り込まれた。同じ無報酬の公務員である民生委員についても、改正保護司法を参考に企業への配慮義務を課すなど、国が法や通知によって民生委員活動の社会的意義を明確に位置づけ、就業者が安心して民生委員活動ができる制度的後押しをすることが重要である。
- 就業と委員活動の両立には、活動の多様性を許容する組織文化の醸成が求められる。今後、フルタイムで活動する民生委員と、仕事を持ちながら週末を中心に活動する民生委員が混在することになった場合、組織内で活動量の差が摩擦や不公平感を生むことがあってはならない。「ボランティアとして各自ができる範囲で活動するのが当然である」という相互理解を定着させるためには、民児協内部の意識改革とともに、国や自治体による機運醸成も必要である。企業への協力要請と並行して、ボランティアのあり方に関する世論形成を含め、社会全体で民生委員活動を支える環境を整えていくべきである。

4 民生委員の担い手確保

(1) 民生委員活動と親和性の高い職種へのアプローチ

- 市区町村向けアンケート調査においても、公務員や教育・保育職や社会福祉職に従事しながら民生委員を担っている層が一定数存在することがわかった。民生委員は、特別職の公務員であることを踏まえれば、行政職員のOBや現役職員が、行政職としての知見や経験を活かして民生委員を担うことは親和性が高く、教育・保育職や社会福祉職などの専門職も同様と考えられる。ただし、民生委員を専門職化するという意図ではなく、民生委員の本質である隣人性の考え方は保持すべきである。
- 同アンケート調査において、行政職員（退職者等）向けに民生委員の案内をしている自治体もあることがわかったが、行政職員のみならず、現役で働く社会福祉職に対しても、その専門性を活かしながら活動に参画できるスキームを構築していくべきである。国および自治体においては、民生委員の担い手確保という課題の解決に向け、こうした親

和性の高い層へのアプローチ、さらにその先には一般企業等の従事者へのアプローチを戦略的に進め、多様なルートから担い手を募る仕組みを構築していくべきである。

～ “早期退任 0 人” への地道な取組（阪南市ヒアリング調査より）～

阪南市は、大阪府の泉南地域に位置する市で、人口は約 4.9 万人、約 2.4 万世帯という、市としては小規模の自治体である。令和 7 年 12 月の一斉改選は、定数 95 人に対し、委嘱数 89 人（うち、新任 15 人）、充足率 93.7% という結果だった。実は、令和 7 年の一斉改選までの 3 年間で退任した民生委員は 0 人で、一度就任すると長く務める傾向にある。

令和 7 年の一斉改選に向けては、令和 6 年 9 月の民生委員総会で委員の継続をお願いし、もし退任される場合には後任者の推薦依頼をした。後任者が見つからないときは、行政と民児協事務局（市社協）が連携しながら候補者を探す。社協は地域に根差した活動によりネットワークもあり、その協力が得られるのは大きい。

民生委員に就任した時点の年齢が若ければ、次の改選で再任する方も増える。依頼時には、できれば定年まで務めてもらえるようお願いする。もちろん、民生委員の理念や役割について説明した上で、納得してもらえればの話である。長く続けるベテランの民生委員が多くなるほど、その中で活動する民生委員も、自ずと委員を続けようという意識が醸成される。

実は、思っていたよりも負担が大きいということで、早期に退任しそうになった民生委員もいたが、民児協事務局と協議し、民生委員の担当地区の自治会・町内会に説明して、役割や業務を減らしてもらって継続することになったケースもある。

民生委員を長く務めてもらうことに対して、行政が何か特別なことをしているわけではない。民生委員の個人個人のつながり、人間関係が構築されて、それが脈々と受け継がれている。そして、民生委員も民児協事務局も行政も、関係者みんなが少しずつ力を出し合って続けている。誰もが他人事ではなく、我が事のように地域のことを想い、住民の生活を考えている。そこには、「地域福祉」「地域づくり」の原点があるのかもしれない。一人ひとりが少しずつ力を出し合って取り組むと、誰かに負担が偏らないようになる。何か新しいものに取り組むというよりは、民生委員制度を支えるような根本的な考え方が、地域に根付き、受け継がれているのかもしれない。

(2) 地域での開かれた講座による民生委員候補者の確保

- 札幌市では、社会福祉協議会が民生委員の入門講座を開催している。講座では、民生委員の歴史や実際の仕事の内容、民生委員としての心がけ、また現任の民生委員から「やりがい」や「やってよかったこと」などを話す。この入門講座は、民生委員の担い手確保にもつながる取組でもあり、民生委員に興味を持った方は住所・氏名を登録し、その名簿を該当地区の町内会長と地区民児協会長に共有する。その地区に欠員が生じた際には、その名簿に記載された方に声をかけてもらうことで、スムーズな欠員の補充につながる。

(3) 早期退任者を減らすためのフォローアップ研修の実施

- 1期もしくは1期途中での早期退任を防ぐためにも、節目節目で新任委員に対するフォローアップをしていく必要がある。例えば、就任当初の研修では、退任する委員と新任委員とが対話をして不安軽減に努めたり、民生委員の業務内容を明確に伝えるような機会を持つことが重要である。また、1期3年目を迎える民生委員向けに、同じような立場の委員や先輩委員と率直な思いや苦勞を伝える機会を設けることで、そういう意見交換を通じて退任を思い直す委員も出てくることもある。特に1期目の民生委員は、周囲の委員に自ら声をかけにくいこともあることから、先輩委員や民児協会長のほうから積極的にコミュニケーションを取るような心がけ、新任委員をフォローアップしていく体制を整えることが必要である。



→事例集(P.74)

民生委員の担い手確保に対する行政の積極的関与(北海道音更町)

5 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援

- 市区町村向けアンケート調査では、民生委員の「活動に要した実費の弁償として支払われている金額」の改定時期は、「令和2年度以降は改訂していない」が66.1%で最も多かった。国の算定基準は年額6万200円であるが、昨今の物価高騰は著しく、ガソリン代のみならず、委員間の連絡や調整等を含めた各種事務経費の負担も増大していることが推察される。物価が高騰する中で増額の必要性を認識している自治体も多いと考えられるが、財政事情等もあり判断が難しいとの意見もある。
- 同アンケート調査において、改定した場合の根拠として、「他市町村の支給状況」、「物価高騰指数、物価上昇率」、「現役民生委員への活動費（ガソリン代や電話代等）の聞取り」などが挙げられているが、国において改定基準の見直しにあたっての算定根拠を具体的に示すことで、自治体が予算化しやすい環境を整えるべきである。
- また、同アンケート調査において、民生委員の担い手確保や負担軽減に関して、多くの自治体が「特段の取組を行っていない」と回答している現状を踏まえ、今後は自治体による新しい取組や施策を誘発するような補助の仕組み、先進的な試みを支援する仕組みを整えることも必要と考えられる。独自の創意工夫や新たな取組に挑戦する自治体に対し、補助金等を交付することで、民生委員活動の地域全体の底上げを図る施策も有効ではないかと考えられる。

6 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓、確保

(1) 小地域での推薦準備会による推薦プロセス

- 市区町村向けアンケート調査によると、民生委員候補の推薦を受けた推薦母体としては、「自治会・町内会」(87.0%)が最も多かった。自治会・町内会から民生委員候補が選ばれるのが一般的といえるが、自治会・町内会の加入率も次第に低下し、組織の形骸化なども懸念される中で、それ以外の多様な推薦ルートを考えておく必要がある。
- 推薦準備会の有無が、地域の民生委員の充足率に与える影響も大きいと考えられる。同アンケート調査によると、現状では、推薦準備会を設置している自治体は23.7%で、自治体規模が大きいほど設置割合が高くなる。平成の大合併といわれる時期に市町村合併が進み、地理的にも規模が大きくなった中で、地域の状況や住民の情報を必ずしも把握しているわけではない行政職員が、民生委員の選任に関わるのは困難を極める。自治体規模が大きいほど推薦準備会の設置割合が高くなるのは、そのような背景があるものと推察される。

- 市区町村向けアンケート調査の結果を用いて、充足率と関連のある取組について分析したところ、「推薦準備会の設置」をしている市区町村のほうが、そうでない市区町村に比べて充足率が高いことが明らかになった（→P.52～54 第3章 2（11）を参照）。このことから、民生委員の担い手確保の対応策として、住民の情報を把握できる小地域において、民生委員の候補者を見極め、着実に人選できるような推薦準備会の設置の有効性が統計的に示唆されたといえる。なお、地域の実態や推薦準備会の運営方法などについてのさらなる調査研究を行うことが、推薦準備会の実効性を高めることにつながる。
- なお、民生委員法施行令（第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない）にも関わることであるが、途中欠員が生じた際に、推薦準備会を通じた方で、地域にふさわしいと認められた方であれば、民生委員推薦会は書面決議とする形で、速やかに民生委員を任命できるような仕組みとするよう検討すべきである。

（2）福祉関係者の積極的な関与

- 市区町村向けアンケート調査によると、民生委員の推薦を受けた推薦母体の中に、地域福祉や介護・高齢者福祉に関連する「地域の医療・介護事業所等」（1.0%）や「地域包括支援センター」（0.7%）はほぼなかった。民生委員活動は、地域包括支援センターと極めて密接不可分な関係にあるが、民生委員の選出プロセスにおいては、地域包括支援センターの存在感が薄いことが浮き彫りになった。地域の実情を熟知している地域包括支援センターについても選出プロセスへの関与の可能性を探るべく、過度な負担が生じないように注意しつつ、基礎自治体が関与のあり方や必要な体制等を検討・整備すべきである。
- 社会福祉職や教育・保育職に従事しながら活動している民生委員が存在する現状を踏まれば、社会福祉法人からの推薦といった枠組みの検討も有効である。地域に根差した福祉法人との連携を深めることで、担い手の確保をより戦略的に進める必要がある。自治会・町内会からの既存のルートを活かしつつ、社会福祉関係者や公務員関係者、民間企業、事業者など、第二、第三の複数の推薦ルートを確保するとともに、適切な人材を選出することができる仕組みを整えていく必要がある。

7

民生委員制度や民生委員活動に関する広報活動

- 市区町村向けアンケート調査によると、基礎自治体による広報活動は「自治体の広報誌やHPでの情報公開」(88.3%)が最も多く、そのほか「自治会・町内会等に対する周知・説明」(28.7%)や「チラシ・ポスター等の配布」(24.9%)などであった。若者や子ども向けの紹介等の取組は、「行っていない」が80.7%を占めた。20代から50代の就業世代に民生委員活動への関心を持ってもらうためには、子どもを通じた活動(それによって親世代に周知が広まる)など、若い世代との接点を創出する仕組みが不可欠である。これまでの高齢者中心の支援のみならず、活動の幅を広げていくことが、将来の担い手確保に直結すると考える。



→事例集(P.75～76)

「民生委員ジュニア」による次世代への理解促進と認知向上(広島県福山市)
大学生との協働を目指す『エリアパートナーズ制度』の創設(三重県四日市市)

以上、7つの対応策はいずれも、民生委員個人の負担軽減や担い手確保を実現するためのものであり、その具体化に向けて、今後も継続的に検討を進める必要がある。

第5章 提言と今後の検討課題

本調査研究事業の目的は、「持続可能な民生委員制度の構築」を大きなテーマとして据えたとき、民生委員の担い手不足の解消に向けて、民生委員が活動しやすい環境の整備や負担を軽減するための方策、民生委員活動を支える体制のあり方等を検討することであった。

本調査研究事業の実施期間中の令和7年12月1日には、民生委員の一斉改選が行われた。その結果、定数24万971人に対し、委嘱数は22万880人で、2万91人の欠員、充足率は91.7%となった⁵。なお、前回改選時の令和4年は、定数24万547人に対し、1万5,191人の欠員、充足率は93.7%であった。今回の改選結果からすると、欠員が2万人を超え、充足率が2ポイント低下しており、民生委員の担い手確保の問題がさらに深刻化しているといわざるを得ない。こうした結果に鑑みても、持続可能な民生委員制度の構築を目指すうえで、何らかの抜本的な対策が必要であることは明らかである。

この一斉改選の結果を踏まえた全国民生委員児童委員連合会（全民児連）の見解⁶によると、まず民生委員の担い手確保の課題の背景として、高齢者単独世帯の増加や生活課題の複雑化による委員の負担増加、高齢就業者等の増加による委員候補のすそ野縮小、自治会・町内会等の地縁の希薄化、活動の見えにくさを指摘している。そのような背景のもと、民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受ける特別職の地方公務員であることから、その確保は、本来、国および地方自治体に取り組むべき課題であるとの認識を前提としたうえで、①活動環境の整備と負担軽減の徹底（民児協の支援機能強化、活動費の拡充、あて職の整理、ICT活用等）、②働きながら活動できる環境づくりの促進、③特に若い世代や就労世代への認知度向上を図るための広報活動の強化、④行政主体の選任活動の促進と柔軟な選任要件の運用、支援体制の強化、これら4つのポイントを中心に取り組むとされている。これらの状況を踏まえると、本調査研究において整理した各種の対応方策については、その必要性が改めて裏付けられたものといえる。

以上のような検討結果および直近の一斉改選の状況を踏まえ、民生委員の担い手不足等の課題の解決に向けては、以下の取組を優先的に進めていくことが必要である。

① 本調査研究からの提言

- 自治体に関係機関の役割整理と負担配慮を含めた体制整備を行い、民生委員の選出プロセスにおいて、地域の高齢者福祉・介護に関する情報を熟知している地域包括支援センターや社会福祉法人等が関与する仕組みを検討・整備する。現状では、自治会・町内

⁵ 厚生労働省プレスリリース R8.1.16 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68263.html)

⁶ 全国民生委員児童委員連合会「令和7年12月の民生委員・児童委員の一斉改選結果について」R8.1 (<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/>)

会を中心とした推薦に依存する傾向が強いが、地域の実情を把握している福祉関係機関が関与することで、より適切な人材の把握と選出につながることが期待される。

- 民生委員の候補者を見極め、着実に人選できるような、小地域を対象とする推薦準備会の設置を進める。特に大規模自治体においては、地域の実情を把握したうえで候補者を選出する仕組みとして有効であり、推奨すべきである。

- 民生委員一人あたりの負担を軽減するため、複数の民生委員で区域を担当するチーム制（チーム支援）を導入し、標準的な支援体制として定着させる。なお、一区域内でのチーム支援と、複数区域を対象とした広域的なチーム支援の2つの方法があることを念頭に置く必要がある。

※チーム制（チーム支援）の導入効果の検証を行い、その結果をエビデンスとして蓄積し、全国的な普及につなげる。負担軽減や担い手確保への効果を定量的に示すことで、各自治体における導入の判断材料とすることが求められる。

- 就業世代に民生委員活動への関心を持ってもらうため、若者や子ども向けの広報活動を推進するとともに、若い世代との接点を創出する取組を進める。子どもや若年層への周知を通じて、将来的な担い手のすそ野を広げるとともに、家庭や地域を通じた理解の浸透を図ることが重要である。

また、本調査研究においては、一定の方向性を提言として整理した一方で、制度的・構造的な課題や、関係主体の役割分担のあり方など、短期的な対応のみでは解決が困難であり、今後も継続的に検討を要する論点も多く確認された。

これらについては、中長期的な視点から継続的に検討を深めていく必要があり、今後の検討課題として以下のように整理できた。

② 今後の検討課題（論点）

- 地域の実情や民生委員の活動負担等を踏まえた、柔軟な定数設定および配置区域のあり方を実現できるような仕組みを検討する。特に、高齢化や過疎化、支援を要する世帯の増加や生活課題の多様化、都市部における大規模マンションの増加などを踏まえ、現行の基準にとらわれない定数設定や区域の見直しのあり方について検討が必要である。
- 自治会・町内会からの推薦ルートだけでなく、自治体が主体的に社会福祉関係者や行政、民間企業・事業者等を含めた複線的な推薦体制を整え、適切な人材が選出される仕組みを構築するための検討を行う必要がある。
- 就業している民生委員が一般的となっていく流れにおいて、民生委員への就任ハードルを下げるために、就業と委員活動を両立している民生委員や民生委員活動のイメージを提示し、広く社会に発信する必要がある。それにあたっては、そうした目的に沿う

民生委員や民生委員活動のイメージがいかなるものであるか、についての検討が必要となる。

- 地元企業や経済団体、各種団体に対する民生委員活動の周知・協力依頼は、民生委員や民児協に依存するのではなく、自治体が主体的に企業・事業者等との協力体制を整える必要がある。そのためには、自治体から企業等に向けてどのような形でアプローチすることが効果的であるか、検討が必要となる。
- 改正保護司法（令和7年12月）を参考に、民生委員についても企業への配慮義務を課すなど、法や通知によって民生委員活動を強く推奨する仕組みをつくるための議論が必要である。
- 民生委員の基本的な理念に基づき、本来の役割と業務をどのように整理し、本来業務とそれ以外の業務をいかに区分していくかが課題である。そのうえで、民生委員の職務に直結しない「あて職」について、ガイドラインの発出等も含め、どのような手法により具体的な整理・見直しを進めていくかについて検討が必要である。
- 物価上昇等の社会経済状況を踏まえ、民生委員活動に要する実費弁償の水準や算定根拠の明確化、国・自治体による支援のあり方について検討が必要である。
- ICTの導入やツールの活用に関して、汎用性の高いアプリの開発や、ICTツールの運用コストに対する補助、民生委員に対する使用上のサポートなど、支援内容のさらなる拡充について検討する必要がある。そのうえで、ICTツールの導入・運用に関する施策について、国や都道府県、基礎自治体の役割分担も含め、より効果的なあり方について継続的に検討していくことが課題である。
- 民生委員活動を支える基盤としての、連合民児協の設置・運営に関する責任所在や法的根拠の明確化、事務局機能の強化のあり方について整理と検討が必要である。
- 限定的な「書面決議」の許容等を含め、推薦会の運営方法の見直しについて検討が必要である。その際には、欠員が生じた場合に速やかに後任を選任できる体制の確保という観点も踏まえ、どのような仕組みが適切かを整理していくことが課題である。

翻って民生委員制度は、1917（大正6）年に岡山県で創設された「濟世顧問制度」に端を発し、2027（令和9）年には制度創設110周年を迎える。この長い歴史の中で、地域住民の生活課題や福祉課題も様変わりし、民生委員に対する社会的な要請も時代とともに変化してきた。そのような中で、担い手としての民生委員自身のパーソナリティも変化してきた。

これまで民生委員制度に対する多くの課題が指摘されてきた中で、「持続可能な民生委員制度の構築」に向けては、少なくとも現代社会において民生委員に求められる人物像、姿勢、

事例集 民生委員の担い手確保や負担軽減等に関する自治体の取組事例

ケースごとに“しなくてもよいこと”を含む対応策を明示(滋賀県草津市)

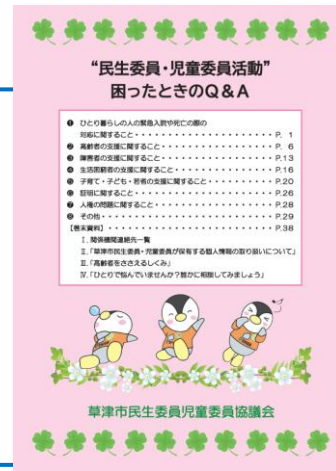
ヒアリング実施日：令和8年2月27日	※人口と世帯数は令和8年2月末日時点 ※民生委員の充足状況はアンケート調査より
人口：141,264人	世帯数：65,771世帯
民生・児童委員定数：264名	現任委員数：241名
欠員：23名	充足率：91.29%
自治会加入率：83.1%	※令和5年度時点
ヒアリング対象：草津市役所	

民生委員を取り巻く現状

新任委員は62人(約25%)で、例年並みの規模である。委員の年代構成は60～70代が中心で、40代は約3%と少ない。推薦は形式上、まちづくり協議会・学区社協・単位民児協代表による推薦準備会で行われているが、実態としては現任民生委員による候補者探索への依存が大きい。また、「とりあえず1期だけ」等のハードルを下げた勧誘が行われており、一定の新任確保にはつながる一方で、1期満了での退任も多く、担い手確保は構造的に不安定である。新興住宅地などでは欠員状態が続き、民生委員の必要性自体が認識されていない地域もある。

民生委員活動のガイドブック(Q&A)配布

草津市では、民生委員の役割だけでなく、「しなくてもよいこと」も明確化した冊子、「民生委員・児童委員活動 困ったときのQ&A」を市・市民児協が一体となって作成し、全委員に配布している。活動時にも持ち歩けるサイズであり、民生委員としてすべきことや具体的なケースに対する対応方法、つなぎ先の連絡先とともに、する必要がないことを明示していることで、過度な責任感や心理的負担の軽減につながっている。



その他、民生委員活動に対する取組等

- ・ 民生委員個人への活動費については、市独自の上乗せ支給は行っていない。ただし、対民児協への活動費補助を手厚く実施している。広報や他地区・他県との交流研修などに活用されているほか、会長用パソコンの配備も行われている。
- ・ 一斉改選時に単位民児協主導で配置区域の見直しを実施。新任委員には比較的狭い区域を割り当て、ベテラン委員が広めの区域を担うなど、経験に応じた柔軟な再配分をしている。
- ・ 市役所でのデジタルサイネージやロビー展示を実施。特にマンション管理組合や管理人向けに民生委員活動への協力依頼チラシを配布し、委員活動への理解促進とオートロックによる訪問困難など現場活動の課題解決につなげている。
- ・ 定例会の夜間・休日開催、研修の動画配信化などにより、就業者が参加しやすい環境整備を進めている。Q&A冊子は隙間時間での自己学習を可能にし、就業者の負担軽減にも寄与している。

民生委員だけに頼らない福祉のまちづくり(埼玉県行田市)

ヒアリング実施日：令和 8 年 2 月 25 日	※人口等と充足状況は令和 8 年 1 月 1 日時点
人口：77,396 人	世帯数：36,818 世帯
民生・児童委員定数：170 名	現任委員数：148 名
欠員：22 名	充足率：87.06%
自治会加入率：77.24%	※令和 7 年 4 月 1 日時点
ヒアリング対象：行田市役所、行田市社会福祉協議会、現任民生委員	

民生委員を取り巻く現状

民生委員は自治会推薦が基本であるが、なり手不足が深刻化しており、今回の一斉改選で欠員が拡大した。年齢構成は 70 代以上が多数を占め、平均年齢は約 68 歳で、最年少は地区担当の民生委員が 47 歳、主任児童委員は 42 歳である。

3 期(9 年)程度務めた委員の退任が多く、退任理由としては「自由時間の確保」等が目立つ。役職に就くと書類作成等が必要になるが、ICT 機器への不慣れ等による忌避感が見られる。

重層的支援体制整備事業とマップ活動による地域の連携と体制づくり

行田市では令和 6 年度より重層的支援体制整備事業を実施している。民生委員は地域の実情を把握する重要な情報源として位置づけられており、民生委員がきっかけとなって相談や制度利用へつながるケースも見られるなど、行政・社協との連携により、支援の漏れ防止に寄与している。

また、社会福祉協議会では「要援護者マップ」「支え合いマップ」等を活用し、「世話焼きさん」と呼ばれる地域住民の力を引き出す取組を実施している。住民同士が「気にかけて合う」関係づくりを重視し、地域における支援の「目」を増やすことを目的とした取組だが、民生委員にとっても情報源が増えるなど、活動の助けになっている。



その他、民生委員活動に対する取組等

- ・ 国の標準額に 41,800 円を上乗せした 102,000 円の活動費を支給する形で民生委員活動に対する財政支援を行っている。
- ・ 活動量増加、特に高齢者世帯増加に伴う訪問件数の増大が大きな負担となっており、定数増加により担当世帯数の軽減が図られている。
- ・ 市内の一部の地区では、新任委員が退任委員と同行訪問する「顔つなぎ」や引き継ぎを実施し、活動しやすい環境づくりを行っている。こうした工夫は新任者の定着に一定の効果があると認識されている。
- ・ 同席した民生委員は就業との両立ができています。勤務先が専門職後見人も務めている司法書士の事務所であるなど、民生委員活動に理解が得られやすい職場環境である。

「休日サポートセンター」の設置による休日の対応強化(三重県松阪市)

ヒアリング実施日：令和8年3月6日	※人口と世帯数は令和8年1月末、民生委員の充足状況は令和8年3月時点
人口：154,518人	世帯数：75,136世帯
民生・児童委員定数：394名	現任委員数：375名
欠員：19名	充足率：95.18%
自治会加入率：約78% ※令和5年5月時点	
ヒアリング対象：松阪市役所、松阪市民生委員	

民生委員を取り巻く現状

民生委員・児童委員のなり手不足や高齢化が課題となっており、欠員が続いている空白地区も見られる。従来の自治会推薦を中心とした選出では担い手の確保が難しい状況が見られ、地域によっては候補者が挙がらないまま空白が継続する場合もある。

重層的支援体制整備事業と連動した支援体制の整備

見守りや相談支援の場面において、食料の確保や通院時の対応など、本来の民生委員の役割を超えた支援の要請や、救急対応への関与など、民生委員の負担となる事例が散見されている。このため、松阪市においては、相談窓口による支援や対応フローの整備が進められており、緊急時の対応については行政の役割として整理されている。



松阪市では、重層的支援体制整備事業の一環として「福祉まるごと相談室」や「休日サポートセンター」を設置し、民生委員活動を支える体制の整備が進められている。平日に加えて休日にも、民生委員や地域住民からの相談対応を行える体制を整えることで、就業しながら活動する委員への支援にもつなげている。民生委員活動において、課題等を発見した際に行政へとつなぐことが役割になるが、「福祉まるごと相談室」や「休日サポートセンター」があることで、民生委員からのつなぎ先がシンプルかつ明確になり、負担軽減になっている。また、緊急時の対応については行政が担うことを明確にするなど、民生委員の活動範囲の整理も図られている。

その他、民生委員活動に対する取組等

- ・ 民生委員の確保については自治会推薦が中心であるものの、それのみでは充足が難しい状況が見られ、行政が地域に出向いて候補者を探すなどの関与が行われている。また、候補者に対しては、現職民生委員の活動内容や実態を伝えることが有効とされており、実際の活動イメージを共有する取組が行われている。
- ・ 民生委員の活動内容について十分に知られていない面があり、「負担が大きい」といったイメージが先行している状況が見られる。このため、活動の実態や役割を正しく伝えることが求められている。



民生委員の担い手確保に対する行政の積極的関与(北海道音更町)

ヒアリング実施日：令和 8 年 3 月 23 日	※人口と世帯数は令和 8 年 1 月 1 日時点、民生委員の充足状況はアンケート調査より
人口：42,157 人	世帯数：20,947 世帯
民生・児童委員定数：102 名	現任委員数：102 名
欠員：0 名	充足率：100%
自治会加入率：72.6%	※令和 4 年時点（町民を対象とした標本抽出調査より）
ヒアリング対象：音更町民生委員児童委員協議会、音更町役場	

民生委員を取り巻く現状

長年にわたり、一斉改選時の欠員が生じておらず、充足率 100%を維持している。直近の一斉改選における新任委員数は 22 人（新任率 22%）となっており、例年同水準で推移している。男女比はおおむね半々程度となっている。

民生委員のなり手確保に対する行政の積極的関与

音更町では、一斉改選の前年 8 月の定例会において、意向調査票を各委員に配布し、継続意思、退任理由、後任者の見通し、そのほか、「やりがい」「困難に感じる点」を確認している。その後、集計結果を共有し、継続意向のある委員に対して、電話確認を行った上で、承諾書を提出してもらう。そのような段階を経て、その後の民生委員推薦会においてスムーズな推薦につなげている。

行政による関与の姿勢として、一斉改選に向けた働きかけは基本的に面談の形式を取り、継続意向のある委員も含めて訪問による意見聴取を行っている。民生委員の担当課の課長・係長が中心となり、個別訪問を実施し、必要に応じて部長が直接携わる場合もある。候補者へ説明する際は、民生委員活動は「楽である」という姿勢はとらず、活動内容の実態を伝えた上で、できる限り長く地域に関わってもらう前提で丁寧に説明を行っている。

その他、民生委員活動に対する取組等

- ・ 民生委員は、民生委員活動のほか、地域の福祉行政に関連する様々な業務を頼まれる等幅広い活動となる実情を踏まえ、条例により町から活動費の上乗せを行い、一人あたり 159,000 円を支給している。
- ・ 地域の高齢者福祉事業を展開している社会福祉法人の職員に対して、民生委員委嘱への声掛けに対して理解と協力を得ている。
- ・ 災害時の避難行動要支援者名簿の作成について、以前は詳細な調査票に基づいて支援対象者に関する名簿作成を行っていたが、災害時に必要な情報が把握しづらい面があったため、現在は重度の障害区分や要介護度、精神疾患、難病等の基準をある程度設けた上で名簿作成を行っている。
- ・ グループワーク形式の部会を用いて民生委員の意見を取り入れ、2 か月に 1 回の定例会の内容を更新している。また、定例会の方法についてアンケートを配布し、結果をフィードバックしている。

「民生委員ジュニア」による次世代への理解促進と認知向上(広島県福山市)

ヒアリング実施：令和 8 年 3 月 4 日	※人口と世帯数は令和 8 年 1 月末時点 ※民生委員の充足状況は令和 7 年 12 月時点
人口：451,431 人	世帯数：218,041 世帯
民生・児童委員定数：887 名	現任委員数：846 名
欠員：41 名	充足率：95.4%
ヒアリング対象：福山市役所	

民生委員を取り巻く現状

充足率は全国平均（91.7%）を上回るものの、前回改選時より欠員が増加しており、委員の高齢化となり手不足が課題となっている。一方、有職者が46.7%を占めるなど、働く世代の参画も一定程度進んでいる。候補者選任は自治会推薦を基本としつつ、現職委員が直接候補者に働きかけ自治会推薦につなげる場合もある。

小学校への出前授業等による広報活動

福山市では、次世代への理解促進と社会的認知の向上を目的に、「民生委員ジュニア」と称する出前授業を実施している。本事業は令和 4 年度に開始され、当初は 2 校の小学校からスタートし、令和 7 年度は 15 小学校と 1 保育所で実施された。授業内容は地域や学校の事情に応じて柔軟に構成されており、民生委員の役割や活動を学ぶ講義、地域での支え合いを考えるグループワーク、条件が整う場合には訪問活動への同行体験などを組み合わせて実施している。実施にあたっては教育委員会との連携や、教材となるリーフレットの作成などの準備が行われ、教材作成費等については共同募金の分配金を活用するなど、持続可能な運営が図られている。

効果としては、児童だけでなく、保護者や教員を含めた幅広い層で民生委員活動への理解が進んだとの評価が得られている。特に、児童が家庭で授業内容を話題にすることにより、従来認知度が低いとされてきた 40~50 代への周知も期待されている。今後の課題は、ノウハウの共有や実施地域の拡大が求められている。本取組は、短期的な欠員対策ではなく、民生委員制度の周知と将来世代の育成を図るものであり、中長期的施策としての取組例である。



その他、民生委員活動に対する取組等

- ・ 今回の一斉改選に際して、承諾書依頼時期を従来の 4 月から 2 月に前倒しし、候補者探索期間を拡大する対応を行った。
- ・ 定数見直しは、単位民児協を起点としたボトムアップの方法を採っており、行政からの働きかけは行っていない。
- ・ 福山市では、会議のオンライン化といった負担軽減については、実施可能な単位民児協が行っており、地域の実情に沿った柔軟な活動を可能にしている。

大学生との協働を目指す「エリアパートナーズ制度」の創設(三重県四日市市)

ヒアリング実施日：令和 8 年 3 月 3 日	※人口と世帯数は令和 8 年 1 月 1 日時点 ※民生委員の充足状況はアンケート調査より
人口：305,085 人	世帯数：147,280 世帯
民生・児童委員定数：617 名	現任委員数：572 名
欠員：45 名	充足率：92.71%
自治会加入率：83.7%	※令和 7 年 4 月時点
ヒアリング対象：四日市市役所	

民生委員を取り巻く現状

市内の 26 地区それぞれで「地区推薦準備会」を設置し、地区主体で候補者の選考・推薦が行われている。民生委員の充足状況は一斉改選ごとに悪化している。

大学生を活用した民生委員協力員制度（エリアパートナーズ）

四日市市では、大学生を民生委員協力員として活用する「エリアパートナーズ」制度を令和 7 年度から試行的に開始した。四日市看護医療大学の看護学科 1・2 年生、約 200 名を対象に募集を行い、91 名が参加した。学生は地域イベントにおける活動サポートや SNS での情報発信を担い、活動月ごとに一律 2,000 円の報酬が支給された。看護師や助産師、保健師として将来的に地域で働く学生にとっては、地域社会のことを実践的に学ぶ機会にもなっている。

制度運営には送迎や連絡調整など行政側の負担も大きい。若年層に向けた、民生委員制度の広報・周知等、将来の担い手確保に向けた取組として評価している。



その他、民生委員活動に対する取組等

- ・ 民生委員個人への活動費については、市独自の上乗せ支給は行っていない。ただし、各地区民児協の活動に対しては市から財政支援が行われている。また、令和 7 年度からは重層的支援体制整備事業を活用し、大学生の民生委員協力員（エリアパートナーズ）の報酬費等を重層的支援体制整備事業交付金で充当している。
- ・ 令和 8 年度から民生委員が、自分自身の民生委員活動をサポートする民生委員協力員「ペアパートナーズ」制度を新設する。
- ・ 新人民生委員への支援は地区民児協が中心となって行っており、前任者との同行支援を行っている地区もある。また、民生委員に対し、重層的支援体制整備事業の情報提供を行い、連携を図っている。
- ・ 三重県では令和 7 年度から公務員の民生委員就任を容認する要綱改正が行われたため、四日市市でも地区からの推薦があった場合は、民生委員への就任を前向きに検討してほしい旨の案内を市内で行っている。ただし、公務と民生委員活動の線引きの難しさなどの課題も抱えている。

資料編

1. 都道府県向けアンケート調査票

2. 市区町村向けアンケート調査票

**「持続可能な民生委員制度の構築に向けたアンケート調査」
都道府県向けアンケート調査票（下書き用）**

【ご回答いただくにあたって】

【ご回答者さまについて】

- ◎ ご回答にあたり、複数の部署・機関が関係する場合、お手数ですが、必要に応じてご担当部署・機関へのご確認をお願いいたします。

【ご回答の時点について】

- ◎ 本調査では、特に指定がない場合、**令和7年12月1日時点の状況**をご回答ください。当時点でのご回答が難しい場合は、可能な最新時点のご状況についてお答えください。

【ご回答期限について】

- ◎ **令和7年12月26日（金）**を目途に、WEB アンケートフォームよりご回答ください。

※ご回答いただいた内容について、後日追加の調査のためのご連絡をさせていただく場合もございます。

【用語について】

- ◎ 本調査では、民生委員・児童委員および主任児童委員の総称として「民生委員」と記載します。

問 1. 自治体基礎情報

- (1) 貴自治体名および民生委員の担当課名をお答えください。

自治体名：()	担当課名：()
----------	----------

- (2) 貴自治体の人口規模としてあてはまるものをひとつお選びください。

1. 100 万人未満	2. 100 万人～200 万人未満	3. 200 万人～300 万人未満
4. 300 万人～500 万人未満	5. 500 万人以上	

- (3) 貴自治体では、都道府県民児協の事務局をどちらが担っていますか。あてはまるものをひとつお選びください。

1. 都道府県	2. 都道府県社協	3. その他 ()
---------	-----------	------------

問 2. 民生委員の担い手確保に向けた取組について

(1) 民生委員に関して、現在、貴自治体では以下のような取組をしていますか。行っているものをすべてお選びください。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| 1. 民生委員に対する研修の実施 | 7. これらの取組はどれも行っていない |
| 2. 民生委員に対する表彰事業・感謝状の授与等の実施 | |
| 3. 民生委員の担い手確保のための取組に関する市区町村への助言 | |
| 4. 民生委員の担い手確保のためのガイドラインの提示 | |
| 5. 都道府県内の市区町村間で、好事例の共有や紹介 | |
| 6. 民生委員協力員制度の活用 | |

(2) 貴自治体管内の市区町村における民生委員推薦会に参加していますか。今回の一斉改選時の参加状況として、あてはまるものをひとつお選びください。

- | |
|-----------------------------|
| 1. すべての市区町村について参加している |
| 2. 市区町村から参加を求められた場合は参加している |
| 3. 都道府県として一部の市区町村を選んで参加している |
| 4. 民生委員推薦会には参加していない |

(3) 貴自治体において、都道府県社協と連携して行っている取組を教えてください。あてはまるものをすべてお選びください。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 1. 民生委員を担当する市区町村職員向け研修の企画・運営 | 7. 都道府県社協と連携して行っている取組はない |
| 2. 民生委員の担い手確保に関するガイドライン等の作成 | |
| 3. 民生委員制度や委員活動に関する広報ツールの作成・利用 | |
| 4. 市区町村の取組状況や課題把握を目的とした調査の企画・実施 | |
| 5. 市区町村への個別助言・伴走支援（体制整備、人材確保、活動環境改善等） | |
| 6. その他（ ） | |

(4) 貴自治体において、都道府県民児協と行っている意見交換や情報共有について教えてください。あてはまるものをすべてお選びください。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1. 民生委員の担い手確保に関する意見交換・協議 | 7. 都道府県民児協との意見交換等は行っていない |
| 2. 市区町村民児協の課題や要望の共有・把握 | |
| 3. 民生委員の活動環境改善に関する意見交換 | |
| 4. 民生委員の研修カリキュラム・内容に関する協議 | |
| 5. 地域の福祉課題や住民ニーズに関する情報共有 | |
| 6. その他（ ） | |

(5) 貴自治体では現役公務員や定年退職者に対して、民生委員への就任を促す取組を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 定年退職者に対して案内している | 2. 現役公務員に対して案内している |
| 3. 定年以外での退職者に対して案内している | |
| 4. 特に公務員や公務員退職者に対する案内は行っていない | |

問 3. 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援について

(1) 民生委員活動に関して、貴自治体で市区町村向けに行っている財政支援には、どのようなものがありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 1. 民生委員に対する研修参加費の補助 | |
| 2. 研修実施団体や外部講師に対する研修実施経費の補助 | |
| 3. 市区町村や民児協事務局等に対する専門家の派遣や相談支援費用の補助 | |
| 4. 民生委員活動にかかる保険料の補助 | |
| 5. 活動費以外に民生委員に支給する備品費・交通費・通信費 | |
| 6. 活動報告書・広報誌等の印刷・配布費用の補助 | |
| 7. ボランティアや協力員への謝金等の補助 | |
| 8. 研修以外の会議・交流会等の開催に係る費用の補助 | |
| 9. 民生委員制度・活動に係る費用であれば特に用途の制限がない補助 | |
| 10. その他 () | 11. 活動費の支給を除く財政支援は特に行っていない |

問 4. 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保について

(1) 貴自治体では、民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保に関して、市区町村にどのような支援や助言を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 1. 民生委員を担当する市区町村職員の個別相談への対応・助言 | |
| 2. 市区町村による推薦母体開拓に関する研修や説明会の実施 | |
| 3. 多様な推薦母体の候補や事例に関する情報提供 | |
| 4. 推薦母体候補との連絡調整のサポート | |
| 5. 市区町村での取組に対する伴走支援（定期的なフォローや進捗確認など） | |
| 6. その他 () | 7. 市区町村に対する支援や助言は特に行っていない |

問 5.配置区域や定数設置に関する工夫について

(1) 今回の一斉改選に向けた配置区域や定数の見直しについて伺います。

①貴自治体では、配置区域や定数の見直しに関して、市区町村の意見を伺う頻度はどの程度ですか。もっともあてはまるものをひとつお選びください。

1. 年1回
2. 3年に1回（一斉改選に合わせて確認する）
3. 随時 → その頻度をお答えください
(例：四半期に1回、随時受け付けなど)

②また、変更する際の根拠として、どのようなデータや内容を収集されますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 市区町村の全人口数の推移
2. 高齢者、障害者、母子寡婦世帯など要支援世帯の世帯数の推移
3. 介護サービス及び障害児・者サービスなど福祉サービスの利用者数の推移
4. その他 → 選択肢1~3以外で、配置区域または定数見直しを検討・判断するにあたり
主な指標と考えているものを具体的にひとつ記載してください
()

(2) 貴自治体では、市区町村に対して地理的・人口的要因を踏まえて、以下のような柔軟な配置区域や定数の設定を認めていますか。認めているものをすべてお選びください。

1. 民生委員法における「厚生労働大臣が定める参酌基準」から外れた配置区域や定数の設定
2. ひとつの区域を複数の民生委員で協力して担当するような設定
3. 複数の区域（広域）を複数の民生委員で協力して担当するような設定
4. 主任児童委員以外に、特定の配置区域をもたない民生委員の設定
5. あてはまるものはない

問 6.民生委員制度や民生委員活動に関する広報の状況について

(1) 貴自治体では、民生委員制度や民生委員活動について、どのような形で広報を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 広報誌への記事掲載
2. 自治体 HP での情報公開
3. SNS を用いた情報発信
4. 動画・パンフレットの作成
5. 市区町村職員に対する周知・説明
6. チラシ・ポスター等の作成・配布
7. 市区町村職員への広報戦略等に関する研修
8. 都道府県社協や都道府県民児協が実施する広報活動に関する委託・補助
9. その他 ()
10. 広報は一切行っていない

(2) 貴自治体では、若者や子ども向けの民生委員制度の紹介等の取組を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 学校（小・中・高等学校）での出前授業・講演会による、制度や役割の説明・紹介
2. 子ども民生委員・ジュニア民生委員の活動等
3. 大学での講義や講演による制度や役割の説明・紹介
4. 大学生向けのインターン・実習プログラムの実施
5. 児童館や青少年団体での制度や役割の説明・紹介
6. 家族向け、若者向けイベントやワークショップでの体験・紹介等
7. 児童・生徒によるポスターや作文コンクール等を通じた制度や役割の紹介
8. その他、若者や子ども向けの制度紹介の取組（ ）
9. 若者や子ども向けに制度を紹介する取組は行っていない

問 7. 民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策について

(1) 貴自治体では、民生委員の業務範囲の整理や負担軽減について、市区町村にどのような助言・支援を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 民生委員への担当世帯に関する情報（名簿等）の提供ルール整理に関する助言
2. 行政や地域包括支援センター等との役割分担の見直しや明確化に関する助言
3. 見守り対象者基準の明確化に関する助言
4. 災害時の対応範囲についての整理・共有に関する助言
5. 会議や研修のオンライン化、ICT 活用に関する助言
6. 事務処理の簡潔化に関する助言
7. 協力員やボランティアを活用した業務分担に関する支援
8. その他の市区町村への助言・支援（ ）
9. 市区町村に対する助言や支援は行っていない

問 8. 就業と委員活動の両立を支援する環境整備について

(1) 貴自治体では、就業者の民生委員活動の両立支援について、市区町村にどのような助言・支援を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 夜間・休日に会議や研修を実施する場合の運営方法に関する助言
2. 勤め先企業への協力依頼や優遇措置等の導入に関する助言
3. 勤め先企業の公表や表彰制度の活用に関する助言
4. その他、就業者の委員活動支援に関する助言・支援（ ）
5. 就業者の委員活動を支援する取組に関する助言や支援は行っていない

(5) 貴自治体における今回の一斉改選での民生委員の定数と現任委員数および新任委員数をお答えください。

定数：()人	現任委員数：()人	うち、新任委員数：()人
---------	------------	---------------

(6) 貴自治体における民生委員の性別、年代、現在の就業状況の割合をそれぞれお答えください。把握できる範囲でお答えいただけますと幸いです。

①性別	男性 () % 女性 () % ※合計が100%になるようにお答えください
②年代	30代以下 () % 40代 () % 50代 () % 60代 () % 70代以上 () % ※合計が100%になるようにお答えください
③就業状況	フルタイム被雇用者 () % パートタイム被雇用者 () % 経営者・自営業主・自由業者 () % 無職（専業主婦・主夫を含む）() % その他の職業 () % ※合計が100%になるようにお答えください

(7) 貴自治体において、以下のリストにあるような職業に就かれている民生委員の方や、以前そのような職業に就かれていて、現在無職（専業主婦・主夫を含む）の民生委員の方は、それぞれ何人くらいいらっしゃいますか。把握できる範囲でお答えいただけますと幸いです。

	現在該当する仕事に就いている方	現在無職の方で前職が該当する方
公務員（行政職）	人	人
公務員（保安職） 例：警察、消防、自衛官等	人	人
教育保育職	人	人
社会福祉職	人	人
医療職	人	人

(8) 貴自治体における民生委員の方々で、以下のような資格をお持ちの方は、現在どれくらいいらっしゃいますか。把握できる範囲でお答えいただけますと幸いです。

保健医療系資格（医師、看護師、保健師等）	()人
福祉系資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等）	()人
教育・保育系資格（教員免許、保育士等）	()人

(9) 貴自治体における直近3年間（前回の一斉改選後から今回の一斉改選まで）の早期退任者（1期までに退任した方）の人数をお答えください。

1期（3年）未満で退任した方	1期で退任された方
人	人

問2. 民生委員の担い手確保に向けた取組について

(1) 民生委員に関して、現在、貴自治体では以下のような取組をしていますか。行っているものをすべてお選びください。

- | | |
|---|---------------------|
| 1. 推薦準備会の設置 | 2. 民生委員に対する研修の実施 |
| 3. 民生委員のサポートをしたり相談に乗ったりする仕組みの整備 | |
| 4. 民生委員に対する表彰事業・感謝状の授与等の実施（国が実施するものを除く） | |
| 5. 民生委員協力員制度等の活用 | |
| 6. 民生委員の公募 | 7. これらの取組はどれも行っていない |

(2) 貴自治体における民生委員推薦会には、どのような方が参加していますか。今回の一斉改選時の参加者として、あてはまるものをすべてお選びください。

- | | | |
|-----------------------|---------------|-----------------|
| 1. 市区町村職員 | 2. 都道府県職員 | 3. 市区町村社協職員 |
| 4. 現任民生委員 | 5. 過去の民生委員経験者 | 6. 町内会・自治会等の代表者 |
| 7. 学識経験者 | 8. 社会福祉団体の代表者 | 9. 教育関係者 |
| 10. その他（ ） | | |

(3) 貴自治体において、直近3年間（前回の一斉改選時から今回の一斉改選まで）で民生委員を早期退任（1期以内の退任）した方は、どのような理由で退任されるケースが多いですか。貴自治体における退任理由として、多いものから順に3つまでお選びください。なお、退任理由を把握されていない場合は、「8. 退任理由を把握していない」のみをお選びください。

- | | | |
|------------------------|------------------|---------------|
| 1. 健康上の理由 | 2. 転居・引越し | 3. 委員活動の負担が重い |
| 4. 活動に対する意欲やモチベーションの低下 | 5. 就業上の都合（両立困難等） | |
| 6. その他、家庭の事情（介護・子育て等） | | |
| 7. その他、個人的事情 | 8. 退任理由を把握していない | |

(4) 貴自治体において、市区町村社協と連携して行っている取組を教えてください。あてはまるものをすべてお選びください。

- | | | |
|--------------------------------------|------------------------------|------------------|
| 1. 候補者名簿・推薦リストに関する情報共有 | | |
| 2. 推薦準備会の開催や参加 | 3. 候補者の募集・推薦 | |
| 4. 民生委員に対する研修の企画・運営 | | |
| 5. 民生委員活動のサポート（協力員等の紹介、事務支援、ICT活用など） | | |
| 6. 定例会議や交流会の開催 | 7. 委員活動改善に向けた取組（意見交換、助言、支援等） | |
| 8. 広報・情報発信 | 9. 見守り活動 | 10. 要支援者の情報提供・共有 |
| 11. あてはまる内容の連携は行っていない | | |

(5) 貴自治体では現役公務員や定年退職者に対して、民生委員への就任を促す取組を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 定年退職者に対して案内している | 2. 現役公務員に対して案内している |
| 3. 定年以外での退職者に対して案内している | |
| 4. 特に公務員や公務員退職者に対する案内は行っていない | |

問3. 民生委員活動の充実・強化に向けた財政支援について

(1) 貴自治体における民生委員（会長等の役職者を除く）の「活動に要した実費の弁償として支払われている金額」はいくらですか。今年度、支給している民生委員一人あたりの総額（年額）を具体的な数字でお書きください。

_____ 円

(2) 民生委員の活動費等の改定状況について

①改定した（する予定）時期について、該当するものをすべてお選びください。

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 令和8年度 | 2. 令和7年度 |
| 3. 令和6年度 | 4. 令和5年度 |
| 5. 令和4年度 | 6. 令和3年度 |
| 7. 令和2年度 | 8. 令和2年度以降は改定していない |

②貴自治体において民生委員の活動費等の直近の改定状況はいかがですか。もっともあてはまるものをひとつお選びください。

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. 増額 | 2. 減額 | 3. 同額 |
|-------|-------|-------|

(3) 民生委員の活動費等を改定した自治体に伺います。活動費等の金額を改定する際の根拠にはどのようなものがありましたか。具体的にお答えください。

--

(4) 民生委員活動に関して、貴自治体で現在実施している独自の財政支援にはどのようなものがありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 民生委員に対する研修参加費の補助
2. 研修実施団体や外部講師に対する研修実施経費の補助
3. 民児協事務局等に対する活動に必要な専門家の派遣や相談支援費用の補助
4. 民生委員活動にかかる保険料の補助
5. 活動費以外に民生委員に支給する備品費・交通費・通信費
6. 活動報告書・広報誌等の印刷・配布費用の補助
7. ボランティアや協力員への謝金等の補助
8. 研修以外の会議・交流会等の開催に係る費用の補助
9. 民生委員制度・活動に係る費用であれば特に用途の制限がない補助
10. その他 () 11. 活動費の支給を除く財政支援は特に行っていない

(5) 貴自治体では民生委員活動に係る取組のために、国の補助金等を活用していますか。もっともあてはまるものをひとつお選びください。

1. 現在活用している 2. 過去3年度以内に活用したことがある
3. 過去3年度以内には活用したことがない
4. これまで一度も活用したことがない

問4. 民生委員候補の多様な推薦母体の開拓・確保について

(1) 貴自治体では、今回の一斉改選でどのような推薦母体から推薦を受けましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 自治会・町内会 2. 市区町村民児協・地区民児協 3. 社会福祉協議会
4. 地域における、その他の福祉団体・NPO 団体 5. 学校・PTA
6. 地域の医療・介護事業所等 7. 地域の企業・業界団体等
8. 地域包括支援センター 9. 現任民生委員 10. 過去の民生委員経験者
11. その他 ()

(2) 今回の一斉改選において、新たに民生委員候補の推薦を働きかけた団体はありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 市区町村民児協・地区民児協 2. 社会福祉協議会
3. 地域における、その他の福祉団体・NPO 団体 4. 学校・PTA
5. 地域の医療・介護事業所等 6. 地域の企業・業界団体等
7. 地域包括支援センター 8. 現任民生委員 9. 過去の民生委員経験者
10. 地域のマンション管理組合 11. その他 ()
12. 新たに推薦を働きかけた団体はない

(3) 貴自治体では、以下のリストにあるような方々に対して、民生委員への就任を打診・要請・案内など行っていますか。打診・要請・案内などを行っている対象をすべてお選びください。

- | | | |
|-----------------------------------|----------|--------|
| 1. 民生委員協力員 | 2. 福祉協力員 | 3. 保護司 |
| 4. 青少年問題協議会（青少年対策地区委員会） | | |
| 5. 消防団 | 6. 教育関係者 | |
| 7. これらの対象に対する就任の打診・要請・案内などは行っていない | | |

問 5.配置区域や定数設置に関する工夫について

(1) 今回の一斉改選に向けて、配置区域や定数の見直しを行いましたか。あてはまるものをひとつお選びください。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 配置区域と定数の両方を見直した | 2. 配置区域のみ見直した |
| 3. 定数のみ見直した | 4. 配置区域も定数も見直していない |

(2) 貴自治体における民生委員活動のやり方について、あてはまるものをすべてお選びください。各地区民児協の取組を含め、把握されている範囲でお答えください。

- | |
|---|
| 1. 新たな民生委員が着任した際に、前任者と一緒に活動する機会を設けている |
| 2. ひとつの区域を複数の民生委員で協力して担当している場合がある |
| 3. 複数の区域（広域）を複数の民生委員で協力して担当している場合がある |
| 4. 民児協での交流会の他に、担当区域を越えて民生委員同士が協力・相談し合える仕組みがある |
| 5. あてはまるものはない |

問 6.民生委員制度や民生委員活動に関する広報の状況について

(1) 貴自治体では民生委員制度や民生委員活動について、どのような形で広報を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 自治体の広報誌やHPでの情報公開 | 2. SNSを用いた情報発信 |
| 3. 住民向けの説明会・講座の開催 | 4. 自治会・町内会等に対する周知・説明 |
| 5. チラシ・ポスター等の配布 | 6. 地域のイベント等の機会を利用した広報活動 |
| 7. CATV等の地域メディアを活用した広報活動 | 8. 民生委員による口コミ |
| 9. その他（ ） | 10. 広報は一切行っていない |

(2) 貴自治体では、若者や子ども向けの民生委員制度の紹介等の取組を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 学校（小・中・高等学校）での出前授業・講演会による、制度や役割の説明・紹介
2. 子ども民生委員・ジュニア民生委員の活動等
3. 大学での講義や講演による制度や役割の説明・紹介
4. 大学生向けのインターン・実習プログラムの実施
5. 児童館や青少年団体での制度や役割の説明・紹介
6. 家族向け、若者向けイベントやワークショップでの体験・紹介等
7. 児童・生徒によるポスターや作文コンクール等を通じた制度や役割の紹介
8. その他、若者や子ども向けの制度紹介の取組（ ）
9. 若者や子ども向けに制度を紹介する取組は行っていない

問7.民生委員の業務範囲の整理や負担の軽減策について

(1) 貴自治体では、民生委員の業務範囲の整理について、どのような取組を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 民生委員に対する担当世帯に関する情報（名簿等）の提供ルールの明確化
2. 行政や地域包括支援センター等との役割分担の見直しや明確化
3. 見守り対象者の基準の明確化 4. 災害時の対応範囲についての整理・共有
5. その他（ ） 6. 業務範囲の整理は行っていない

(2) 貴自治体の民生委員は、どのような活動に対して、特に負担であると感じていますか。自治体として調査や聞き取りを行って把握されている負担感についてお答えください。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 相談・支援 2. 調査・実態把握 3. 訪問活動 4. 行事・事業・会議
5. 地域福祉活動・自主活動 6. 民児協運営・研修 7. 証明事務
8. 要保護児童の発見 9. 行政からのあて職や動員 10. 活動記録の記入
11. その他、日常生活に係る支援 12. 民生委員は特に負担を感じていない
13. 民生委員の負担感を把握していない

(3) 貴自治体では、民生委員の負担軽減等に係る以下の取組を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 定例会等の会議や研修のオンライン化 2. 活動記録等、事務処理の簡素化
3. 見守り活動などの業務の一部を協力員やボランティアが分担
4. あて職や動員の削減 5. 委員活動に使用する ICT 機器の導入（貸与等）
6. 定例会等の会議のやり方・内容についての見直し
7. 研修のやり方・内容についての見直し
8. その他、民生委員の負担軽減を目的とした取組（ ）
9. あてはまる取組は行っていない

問 8.就業と委員活動の両立を支援する環境整備について

(1) 貴自治体では、就業者が民生委員として活動するための支援等として、どのような取組を行っていますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1. 夜間・休日に定例会等の会議を実施している
2. 夜間・休日に研修を実施している
3. 民生委員の勤め先に対する協力依頼
4. 民生委員が勤めている企業に対する優遇措置等
5. 民生委員が勤めている企業の公表や表彰等
6. その他、就業者の委員活動を支援する取組（ ）
7. 就業者の委員活動を支援する取組は行っていない

令和7年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
持続可能な民生委員制度の構築に向けた調査研究事業 報告書

令和8(2026)年3月発行
編集・発行 一般財団法人 日本総合研究所
〒102-0084
東京都千代田区二番町5-7 JPビル
